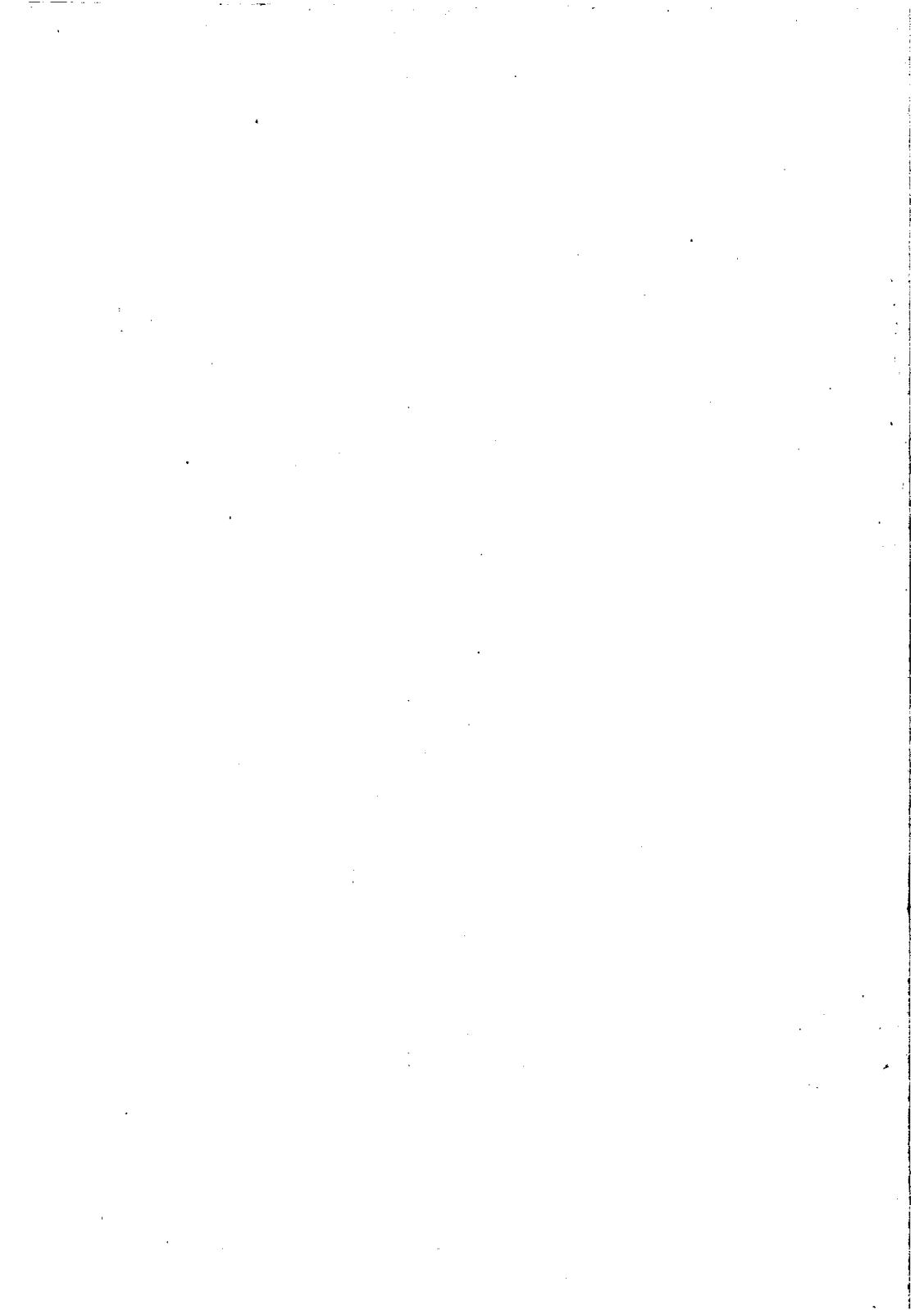


通
俗
國
權
論

明 一 月
治 年 發
十 九 兌

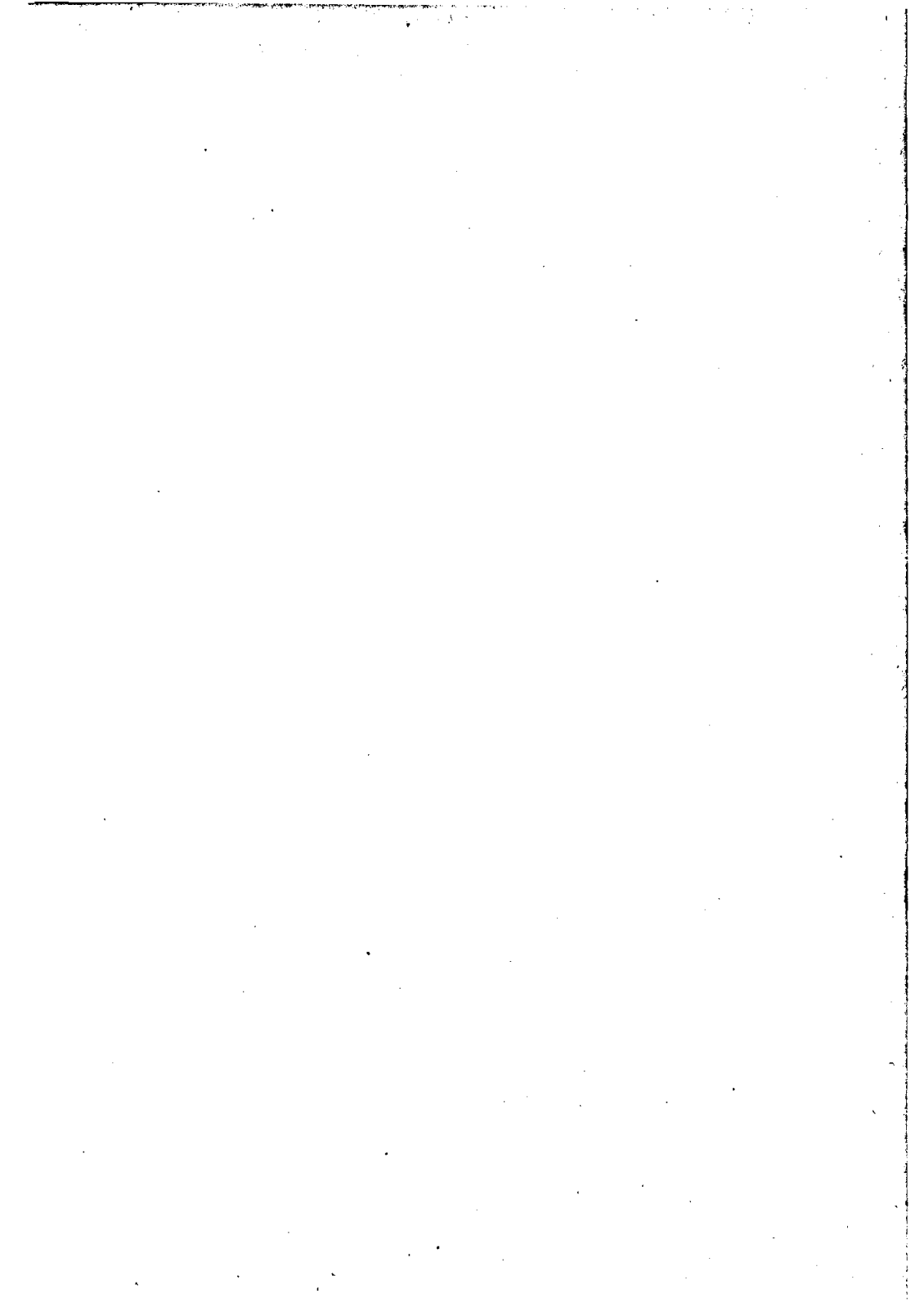
通俗國權論緒言

本年六月中通俗民權論一冊を記して未だ印刷に附せず蓋し内國に在て民權を主張するは外國に對して國權を張らんが爲めなり我國開關以來民權の議論を聞かず加之其文字をも見たることなし然るに嘉永開國の後に至て始て此論を聞き此字を見るは何ぞや日本にては外國の交際あらざれば民權も亦起らざるの證なり故に民權と國權とは正しく兩立して分離す可らず殊に國權の事を論ぜずして民權の旨のみを唱へなば世間或は其旨を誤解する者も多からんと思ひ脱稿の民權論をば其まゝに閣き早々筆を執て又國權論一冊を記し二冊同時に印刷に附して之を發兌するものなり表題も異なり本も異なり江湖の君子これを各別に看るは妨なしと雖ども書中の主義は二論相互に通ずるものと知る可し明治十一年七月二十二日福澤諭吉記



通俗國權論目錄

第一章	總論	七九
第二章	國權を重んずる事	八三
第三章	約束を大切にする事	九〇
第四章	内外の事情を詳にする事	九五
第五章	前章の續	一〇四
第六章	國を富ます事	一一三
第七章	外戦止むを得ざる事	一二八
	以上	



通俗國權論

第一章 總論

一家の本は婦人に在り一國の本は民に在り今世間の家族を一見すれば家の權柄は主人の手に在りて婦人は唯其差圖にのみ従ふが如くに見ゆれどもこは唯表向の有様にして其内實は婦人の勢力甚だ強きものなり譬へば西洋諸國にては日本と違ひ宗旨の議論最も喧しくして家の主人は眞宗細君は法華宗と夫婦銘々の宗旨に熱心して夫婦は夫婦なれども宗旨は互に敵同士なることあり此夫婦の間に子を生じて扱其子供の宗旨は如何なる可きや父に従ふ歟母に従ふ歟と尋るに十に八九は母の方に屬して法華宗たるを常とす又日本は男子國にて家の亭主が威張り細君は恰も下女同様など云へども決して其實にあらざるの證據あり夫婦差向き新に家を持て子を生めば其子は必ず父方の祖父祖母よりも母方の祖父祖母を親み母方の叔父叔母は父方の叔父叔母より遠慮少なし天下古今の習俗更に怪しむに足らず、されば日本にても家の子供は過半母の支配に在るものと云て可なり既に家の子供を支配せり然ば則ち衣服

飲食住居家具に至るまで大抵は婦人の注文通りに行はれざるものなし細君の性質華美なれば子供は無
論亭主の衣服までも自から華美に移りて之に心附かず細君の出處田舎なれば家内の惣菜までも田舎風
の獻立を目論見て都人士たる主人は之を喰て旨否を問はず細君潔癖なれば家の隅々に埃なく細君傾情
なれば厨下亦自から狼藉なり此邊の事に就ては如何に甲斐々々しき男子にても毫も其力を施すに處な
し主人は恰も下男同様と云て可なり一家の大本婦人に在りとは事實相違なきことゝ知る可し

政府の役人又は世間の學者が天下の經濟などゝて騒々しく議論すれども其經濟の本は中等以下の民
間に在りと云はざるを得ず第一日本にて租税は大抵百姓の納る所の物にして政府の身代は全く百姓に
依て立行くものなり唯米麥のみに限らず木綿にても絹布にても家財諸道具都て人間日用の品を見て其
出處を尋れば中人以下の手に成らざるものなし中人以下は唯物を作るのみに非ず其物を費すも亦國中
の七八分に居る可し都會にて大家豪商と唱る者も田舎を相手にして始て大なる取引も出来るものなり
都會市中の商賣は誠に齒牙に留るに足らず譬へば贅澤小間物屋の如し市中上等の人のみを相手にする
者は假令ひ利益は大なるも其商賣の高は甚だ微なり金銀の烟管日本の商ひ高も田舎向きの安烟管十萬
本の金高に比すれば些細なるものなり又外國の貿易に就き輸出輸入の高平均せずして外國より入るも
の常に多しとの話は近來の流行なるが今其入る所の品物は何ものなりやと尋るに政府に買入るゝ軍艦

武器の類を除き其外時計小間物都て贅澤物の上等社會に用る品は格別の高に非ず金高の嵩むものは金巾メリンス唐綾其外都て日常中等以下の民間に用る品のみ、されば外國貿易の本も上等社會にあらずして却て民間に在りと云はざるを得ず

右の如く家の本は婦人に在り天下の本は民間に在り此言果して事實に證して疑なくば國の富强も文明も先づ婦人と民間とに相談せずしては叶はぬことならん然るに今世の中の學者を見れば其論ずる所何れも尤に聞えざるはなし政府の有様を察すれば其處置何れも尤に見えざるはなし如何にも申分なきが如くなれども唯如何せん政府は政府の帷幄談學者は學者の書齋論にして下等社會に通ずるの路なく其有様は床下に在て樓上の談を聞くが如し王制一新政府の改まりたる譯けをも十年の今日にして始て解したる歟或は尙覺束なしと云ふ可き此人民へ如何なる布告文を示すも如何なる著書新聞社説を讀み聞するも蛙の面に水の開流しにして百日の説法は百日の手間潰しのみ然りと雖ども此人民決して蛙に非ず眞に日本國の本にして天下經濟の源なれば如何にもして相談を遂るの路を求めざるを得ず依て今爰に外國交際の事を論じ通俗の文を以て婦人と下等の民間とに對して余輩の所見を告げ示さんとす看官若し之を開流しにすることなくば著者の本意のみならず或は天下の大幸ならん

右の如く總論には記したれども第二章より三章七章に至るまで次第に筆を下すに従ひ其所論動もす

れば學者風に陥りて通俗の名に恥るもの少なからず結局本編の主義を純然たる俗文に綴るは記者の能せざる所なりされども此主義を告げんとする所の相手は學者にあらすして下流の民間及び婦女子に在ることなれば苟も此文を讀で此義を解する諸君は獨り之を私することなくして演説にても講談にても様々の方便を求めて廣く天下の俗耳に吹込まれんこと記者の中心に願ふ所なり

第二章 國權を重んずる事

一國は猶一家の如し家あれば茲に仕來りの風あり之を家風と云ふ質素儉約なる家風あり奢侈華美なる家風あり法華宗の家には様々の神佛を祭れども眞宗は一佛にして先祖の位牌もなき家風なり既に家風あれば亦此家風を護るの權あり權とは我々簡次第にして他人より差圖することの叶はぬ力と云ふ義にして我家に如何なる普請するも如何なる衣服を着用するも物を賣るも物を買ふも人を招くも來客を斷るも神を祭るも佛を信するも自由自在勝手次第にして聊も他人の喙を容るゝこと能はざる所のものなれば若し他より之を犯して我邪魔をする者あれば力づくにて之を取押へ時宜に依りて防禦の爲には其者を打殺すも可なり之を一家を護る權と云ふ

國も亦斯の如し農業を勉る國風あり商賈を勉る國風あり鎖國の國風あり開國の國風あり佛法を信す

る國あれば耶蘇教を信ずる國あり婦人を貴ぶ國あれば男子を貴ぶ國あり喪服に白を用る者あり黒を用る者あり立つを禮とする者あり跪づくを禮とする者あり既に國風あれば此國風を守るも此國風を變ずるも今日これを變じて明日又これを改るも自由自在勝手次第にして聊も他國人の差圖す可き所に非ず之を一國の權と云ふ若しも他より之を犯して我國の邪魔をする者あれば之を國權を犯すの無禮と云ふ無禮者は之を打拂て可なり遠慮に及ばざることなり

我日本は古來鎖國の風なりしが嘉永年中亞米利加より使者を以て書面を差出し鎖國の古風を變じて外國と附合を始め國産の品をも互に交易しては如何との掛合にて其時には國內に様々の異存もありて議論紛々たりしが詰る所は彼の注文通りに條約を結で港を開くこと、は爲れり此開港の一條に就て國の利害を以て云へば損亡ばかりに非ず開港廿年以來日本人も學問を勉め物産の道をも開き就中舊政府を改めて新政府と爲し人民も自主自由など云ふことを唱るに至りしは全く開港の致す所にして回り回りは我利益と爲りしことも多しと雖ども最初亞米利加人の來るときに數艘の軍艦を仕立て、騒々しく我海岸に乗込みたるは無禮と云ふ可し眞實使者なれば軍艦一艘にて澤山なり然るに無用の船を幾艘も乗り入れたるは我國を威おどす者と見做さざるを得ず或は土地人情不案内の日本へ初めて來ることにて非常を用心したるものと云へば云ふ可きなれども余輩に於ては少しく不平なきを得ず

亞米利加との談判既に整ひ其後英吉利佛蘭西等の國人も追々に渡來して條約を結び先づ横濱長崎箱館の三港を開て交易商賣を始めたれども日本にては未だ外國人を見慣れぬことゆゑ俄に其附合を廣くしては如何なる間達の出來べきやも計られずとて双方の都合を考へ外國人の居住を右の三港に定めて其地を居留地と名け此居留地より四方八方十里の間は外國人の往來勝手次第第十里外は別段の免許なくては旅行相成らずとの旨を條約に記したり之を條約規程と名づく譬へば横濱より西の方小田原の手前酒匂川まで十里なるゆゑ酒匂川を以て條約規程と定め此處に横文字の高札あり東海道往來の人は之を見たることもあらん

英吉利條約第三條に云く各國の條約大同小異今假に英國の條約を示す以下同

日本開港の場所に於て貌利太尼亞臣民（英國人のことなり以下略して英人と記す）遊歩の規程左の如し

神奈川 六郷川筋を限として其他は各方へ凡十里

箱館 各方へ十里

兵庫 京都を距ること十里の地へは英人立入ざる筈に付其方角を除き、各方へ十里且兵庫に來る

船船の乗組人は猪名川より海灣迄の川筋を踰ゆ可らず

都て里數は各港奉行所又は御用所より陸路の程度なり

長崎 其町の周圍にある御料所を限とす

新潟 は治定の上境界を定む可し

江戸 午七月より凡四十箇月の後より

大阪 同斷凡五十二箇月の後より

右の如く定め其後江戸大阪の開市、神戸新潟の開港にも及び夫々遊歩規程の改まりたるともあれども此規程の内とて唯其遊歩往來を許すまでのことにして外國人は勝手次第に亂暴して苦しからずと云ふには非ず日本人の守る可き法度は外國人も固より之を守らざる可らず譬へば謂れなく田畑を荒らすは日本の禁制なり外國人も之を犯す可らず人家近き所にて鐵砲を放つ可らずとの法は日本人も外國人も共に守る可きものなり假令ひ些細なる事柄にても外國人に限り之を許し日本人には許さずと云ふ簡條は條約の面に決して記したることなし唯日本人と外國人との間に爭論の起りしとき日本の人原告にて外國の人に罪あれば其罪は外國の法を以て之を罰し外國の人原告にて日本人に罪あれば日本の法を以て其罪人を處置するとの約束あるのみ

英吉利條約第五條に

英國人に對して惡事を爲せる日本人は日本司人にて糺し日本法度に隨て罪す可し日本人或は外國の臣民に對して惡事を爲せる英國人は「コンシユル」或は他の官人にて糺し英國の法度に隨て罪す可し裁斷は双方に於て偏頗なかる可し

全體西洋各國の風に從へば外國の人にてても内國の人にてても其人の現に住居する國土の法を犯せば其國法を以て罰す可き筈なれども日本と西洋諸國とは全く風俗も殊にして同じ罪にてても處刑の法同様ならざる故に斯くは定めたることなり之を外國人の治外法權（エキステリトリヤリチ）と云ふ即ち外國の政治の及ぶ可き自國の外なる日本の地に在て尙自國の法の權力を通用せしむるとの義なり近來新聞紙などに治外法權云々とあるは此事と知る可し都て物を知らざるは人の侮を受ける本なり婦人女子にてても下等の民間にてても外國の條約書位は平生の心得に讀む可きものなり

右の如く外國人は假令ひ旅行規程十里の内にてても日本の法律風俗に從ふ可き筈なるに今を去ること十六年文久二年薩摩の島津公東海道通行のとき武州生麥に於て英國人の「リチャルドソン」なる者馬に乗て公の行列を横切たるを以て先供の衛士これを差留めんとして遂に其場に切捨たり元來日本に於て大名の行列を衝く者あれば之を切捨て、妨なきこと數百年來人民の普く知る所にして之を怪しむ者もなく亦殊更に之を衝かんとするが如き狂人もなきゆゑ切捨の沙汰は古來極て稀なれども若しも事實

に於て無禮する者あれば大名の體面に於て之を許す可らざるの風なり又國法なり然るに彼の英人は日本の法をも知らず風習をも心得ず萬事不案内の身を以て嗚呼なげきがましくも馬に乗て島津家の行列を亂りたるは自から求めて死地に陥たる者ところ云ふ可けれ實に訴ふ可き所なき筈なれども英國の政府は之を口實と爲し翌文久三年二月數艘の軍艦を以て政府に逼り我英國の人民は條約に許されたる規程の内を通行して日本人の爲に殺害せられたるが故に其罪は日本政府にあり其償金として十萬ポンドの金を拂へ又これを殺害したる罪人をも刑に處し殺害を被りたる者の妻子の爲にも二萬五千ポンドの扶助金を薩摩より求む可しとて荒々しき書翰を差出し政府も其掛合に困りて遂に償金を渡したるは同年五月の事なり

又同時に下ノ關の變あり其譯けは當時日本國中攘夷の議論盛にして舊幕政府も其始末に當惑して攘夷にも非ず又開國にも非ず姑息曖昧を以て日一日を過る其間に京都よりは既に攘夷の命を下だすなどの騒にて諸大名の中長州毛利家のみ眞先きに打拂の實を始め下ノ關を通航する外國船なれば軍艦商船の差別なく之を砲撃するの勢なり幕府にては頗に心配して當時物論沸騰人心不居合の折柄なれば日本の内海を通航することは暫く見合せ呉れよ不意に砲撃の變も計り難し萬々一の事ありては兩國交際の上にも差響き甚だ以て不本意なりと事を分け理を盡して談判すれども外國人は少しも聞入れず態と瀨

戸内に船を乗入れ下ノ關を通航して毛利家の砲撃を促し遂に軍艦を遣て陸の臺場を荒らし尙其上に英吉利、佛蘭西、荷蘭、亞米利加の四箇國より下ノ關一件の償金とて三百萬圓を我政府より請求するにとに談じ付けたり

抑も攘夷論の是非曲直は姑く閑き日本は日本人の日本なり日本全國の人が攘夷を好めば攘夷して可なり開國を欲すれば開國して可なり況や當時開攘の議論未だ定らず之が爲に天下の人心動搖して様々の事變も多かりきことなれども數年の後に其紛議も歸する所ある可きは固より疑ふ可きに非ず然るに外國人が此事情にも拘はらずして難題を仕掛け遂に償金等の沙汰に及たるは内國の事情を知らざるに非ず其實は之を知り盡して却て其釁に乗じたる仕方にして云はゞ他人の家に病人歎火事の騒ぎある其混雜に付け込て無理を言ひ掛るものに異ならず然も其節日本の混雜は悉皆外國人の渡來より生じたるものなれば或は他人の家に火を付けて火事を起し其混雜をよき事にして更に難題の種に用る者と云ふも可なり幸にして徳川政府より引續き今の政府に至るまで大なる失策もなく政府も人民もよく堪忍して外國の交際を全うし其堪忍の際にも獨立國の體面を損せざりしは國の爲に祝す可きことなり

外國人が我國人に接する其有様を譬へて云へば徳川の時代に幕府の小吏又は公卿の家臣が田舎の士民に接するものに異ならず寒村僻邑の士民が江戸京都の名に脅かされて恐入り此方の腰を屈すること

愈低ければ先方の頭を揚ること愈高くして際限ある可らず其時に偶ま意地わるき士人ありて彼の虚喝に驚かず江戸京都にある家元の内情を詳にして悠々と議論を述立て恰も其最も弱き急所を犯すときは流石に厚き鐵面皮も忽ち剝脱して興の醒ること多し今我國の外交に於て外國人は此小吏家臣の筆法を學ぶ者少なからず小は彼我の人民相互の附合商賣の取引より大は政府上の交際官人の應接に至るまでも外人は常に本國の勢力を以て不理窟の後ろ楯と爲し甚しきは些末の小事に就ても本國より軍艦を差向るなどの粗言を言ひて却て人をして笑はしむることあり余が知る人に英人を雇ひし者あり百圓計りの月給を與へしが都合を以て雇の期限中に放解せしかば英人は大に立腹して様々に談判の末其最後の口上に日本人が英國帝の臣民たる余に對し斯る不懇親なる處置あれば何れ本國より軍艦を以て尋問に及ぶ可しと云ひしは實に捧腹絶倒の至に堪へず英の軍艦如何に澤山なりと雖ども他國へ出稼する奉公人の尻押しに用ゆることもなかる可し先年日本にて或る裁判官が法庭にて何かの事に就き困却の餘りに百姓の惣代に向て其方共は此上尙不服を申立れば村方に兵隊を差向るぞとて吐付けたりとの奇話あり餘り馬鹿らしきことにて何れ好事家の作りたる話ならんと雖ども其眞僞は姑く閑き彼の英人の軍艦を差向る虚喝も其愚は裁判官に並べ二幅對として可ならん

以上所記の如く我外國交際は官民共に未だ十分なる地位に至らざるものと云ふ可し而して其十分な

らざるは事實彼れに對して國力の不足するが爲なれば止むを得ざる次第なれども往々國力の割合に外れて我に曲を蒙るものなきに非ず畢竟事勢の然らしむる所にして其罪一二の人に在らず政府の全體に在らず又個々の人民にも在らず罪なしと云へば政府も人民も共に無罪なり罪ありと云へば政府も人民も免かれ難し然り而して國の勢を作り又これを變ずるは一朝一夕の能す可きに非ず政府たる者にて之に注意す可きは固より論を俟たずと雖ども人民も亦決して傍觀す可らず常に學者士君子の流のみならず百姓も町人も婦人も小兒も常に獨立國の大義を忘れずして外國人に對しては格別に心を用ひ一毫の權利をも等閑にすることなかる可し之を國權（ナシヨナリチ）を重んずるの人と云ふなり

第三章 約束を大切にすること

前條の如く日本と外國との間には條約面の約束ありながら尙且間違の生ずることあり況や其約束を粗畧にするに於てをや如何なる難題も計る可らず都て世の中の事物は法律約束を頼にするよりも大抵古來其國々の習慣風俗を以て居合ふ者多し故に日本國人相互の附合なれば今日も現に此習俗に依て差支なきが如くなれども外國人との關係に至ては全く趣を異にし習慣俗風は毫も其力を施すに處なくして唯一片の約條書を目的として法律に依頼するのみのことなれば双方に取替はず證書は勿論假令ひ一

通の手紙一片の端書たりとも容易に其文を綴る可らず後日の紛議實に恐る可きものあり譬へば日本人同士にては金の貸借商賈の取引に何月晦日限りと證文に認めて其翌月の三日迄に拂へば更に異論なき習俗なれども外國人を相手にして斯くと心得なば假令ひ彼の國に同様の習俗あるにもせよ表向には之なしとて必ず悶着を生ずることならん又譬へば證文面に金千圓を借用し利足として毎暮六十圓づゝ之を拂ふ可しと認めれば日本の風俗にては毎年の十二月末に六十圓拂ふことなれども若しも外國人が此證文を握りて暮とは朝に對するの文字にして日暮のことなり毎日暮六十圓づゝ請取らんと云ふことあらば亦以て故障の種と爲る可し從來開港場の貿易に於て外國人に欺かれて我商人等が曲を蒙る其有様を見るに原因は大抵約條の綿密ならざるに由るもの多し約條粗漏なるときは金を損したる上に尙甚しきは恥辱を蒙ることあり唯一人の損亡のみに非ず國の面目にも係るとなれば一字一言も等閑にす可らず大切なる約條は必ず其筋の人を頼て之を認るを良とす法に明なる代言人の入用なるも専ら之が爲なり舊幕府の時代に大麥の悶着を生じたとあり其仔細は英吉利條約に附したる稅則第七則第四類に米並に麥は日本逗留の英國人並に船々乗組たる者及び船中旅客食料の爲めの用意は與ふとも積荷として輸出することを許さず

との文面あり然るに先年英國の軍艦支那天津へ侵入のとき馬の飼料に用る積り歟横濱より大麥を輸出

せんとしたりしを該港の運上所にて取押へしかば英人は此處置を條約違背と云ひ日本人は條約面に米麥の輸出禁止の明文ありと云ひさらば條約書及び稅則の取調とて右稅則第四類の麥の字を横文字の英文に引合すれば「ホウキート」とあり當時英學未熟の時代にて條約は和蘭文を以て證とするの約束なるゆゑ又此「ホウキート」の字を蘭文に引合すれば「タルウ」とありて「タルウ」は和蘭にて小麥の義なり夫れよりして段々條約取結のときの事情を案するに日本人は最初より米麥の輸出を禁ずるの積りにて明に米麥と記したれども此麥の字を横文に翻譯するに當て彼の國の語には大麥、小麥、裸麥等夫々の名ありて麥の惣名に用ゆ可き文字なく且其國人の常食には「バン」を用ひ「バン」は小麥を以て製する等の事情よりして言語文書にも「タルウ」の字を用ること多きが爲めに麥の惣名かと思はれ不圖麥の譯に「タルウ」の字を用ひて心付かざりしことなれども何分にも條約第二十一條に和蘭翻譯を元と見る可しとの明文あるを以て此悶着は遂に日本の負けとは爲りたり其時の談判には數日を費し書翰の往復も度々のことにて或る時は外國公使より書翰の中に大麥小麥の穂を封じて幕府の執政に呈したることもあり當時余は翻譯の事を司り現に此書翰を見て約束の大切なるを感じ之を記憶に存して今に忘るゝこと能はず此一條僅に大麥の輸出なればこそ差支もなければ他に此類の粗漏あらば何等の大害を引出すも計る可らず事に慣れたる人物の多き政府にても尙且斯の如し況や未熟不案内なる民間に

於てをや慎しむ可きことなり余輩の宿説に外國人の内地旅行雜居等を不利とするも専ら本章の趣意に
基きしものなり

去年の夏余一書を記し出版はせざれども備考の爲に家に藏るものあり今其中に就きて内地旅行雜居
の害を述べたる一條を示すこと左の如し

西人云へることあり法律は習慣より生ずと余は則ち云く法律は習慣と並び行はれて習慣の力以て法
を制すること多しと江戸の湯屋の二階の番頭に紙入を預け道中の旅籠屋の主人に行李を預け雲助に
兩掛を托し馬子に駄荷を任して其中の物を盜まざるは何ぞや之を盜まれて法庭に訴るも原告の負け
たる可きは明なり然るに其間違の沙汰少なきは法の力に非ず習慣の致す所なり又賸物を以て質屋を
欺たるは世間に其例多しと雖ども質屋の主人が質に取たる眞物を賸にすり替へたるを聞かず是れも
法律に於ては無證據にして質屋の勝利たる可し又江戸最上の町と稱する日本橋通りの地面は尋常の
奥行にして間口六尺に付き今日の相場凡百圓なる可し一町兩側にして地價一萬二千圓に過ぎず此地
面を次第に買入れ三町も五町も十分に手に入たる處にて借地の商家へ一時に地立てを申掛けたらば
如何ん借地の證文面にも官の法律上にも戻らずして幾十萬圓の利益ある可し唯習慣に於て斯る不人
情は行はれざるのみ此類の惡策を案すれば實に際限あることなし近來日本の法律を改革して俄に證

據裁判の風に爲さんとして奇々妙々の不都合多きも之が爲なり然るに今外國の交際に於て日本人と外人との關係を理するものは唯一片の法律あるのみにして習慣の力は毫も働を爲すこと能はず其關係次第に繁多なるに従ひ如何なる不都合を生ず可きや損害は常に我方に在ること多かる可し

外國人に掛る訴訟に由て我國人の曲を蒙りたるの例は既に少なからずと雖ども外國人が我内地に於て質店を開き旅籠屋を始め家を買ひ地面を質に取るなどの沙汰は未だ之を聞かざる所なり蓋し其由縁は今の條約の箇條及び居留地の規則もあるが爲なりとは雖ども他に又原因あり即ち内外人の交際未だ親しからずして外商の働を内地に還うすること能はざるが故なり開港の初は娼妓にして外客の妾たるを恥て自殺したる者あり外人に役せらるゝ小使の如きは世間にて殆ど之を獸視し其當人も自暴自棄の覺悟を以て自から之を甘んじたることなりき今日に至ては大に事情を變じたりと雖ども外國の姦商に近づく者は多くは内國に於て世間に信用なき人物なり内國に信用なき者は外人も亦これを疑て事を托すること能はず故に今條約にも成規にも拘はらず外國人が日本人の名前を以て内地の地面を買ひ又は日本人に雇はれたる名義にて内地に商店を開く等は事實に容易なれども信用す可き日本人なきが爲に其志を遂ること能はざるなり舊幕府の末年に浪士の暴論喧しく幕府も之に困却して外國の公使に談じ様々の道理を述べて一時生系の輸出に制限を立てたりしに内國の系の價は俄に

下落したり是に於て外國の一姦商横濱の商人某嘗て此姦商の家に雇はれたることもあり
其時には随分身代も出来たる者なりと謀り某に金を托

して江戸の生糸商に手金を渡し横濱灣内の小舟にて荷物を引取り代金を拂ひ再三試て双方知己の姿に爲りし上に一時に多量の荷物を引取り其まゝにて一錢の代金を拂はず生糸商は大に驚き大に憤れども素より密賣のことなれば訴ふ可き處もなし姦商の得意想ひ見る可し所得の金は内外二姦に分配したりと云ふ其後外姦は本國に歸り途中にて病死、何か故障の爲に身代は水泡と爲り内姦も追々不仕合にて身代を失ひ戊辰革命奥羽戰爭の時に商用にて奥州に行き旅中難澁して病死したり其新聞傳へて余が耳に達したるときは近頃ろ小兒らしきことなりしかども覺えず手を拍て快と稱したり右は唯一例を擧たるのみなれども今後内外人の交際次第に弘まり次第に親密を致さば云々

第四章 内外の事情を詳にする事

開港の初には攘夷の議論喧しく國內有志の輩は一筋に外國人を敵視してこれを打拂はんとしその議論の末遂に徳川政府をも倒して王制維新の今の世と爲り、さて世の中の人情如何を察すれば攘夷の議論は忘れたるがごとし營に忘れたるのみならず昔の敵は今の友、共に天を戴かざるの醜夷は共に胞を同するの兄弟と爲り文明開化の一説世に行はれてより制度法律文學技藝は無論商賣工業營生の法に

至るまで一切彼を師とし彼に倣はんとし甚しきは有形の域を去て無形の精神に入り宗旨道德の教をも彼に取らんとする者あり尙甚しきは人情風俗をも西洋流に従て俄に製造せんとするの積り歎宴樂の風を變じ遊戯の趣を改め口に嗜まざるものをも強ひて喰ひ耳目に樂まざるものをも勉めて見聞し可笑からざるに笑ひ哀しからざるに哀しむものあるが如し奇も亦甚しと云ふ可し

抑も西洋の文學藝術甚だ貴からざるに非ず其政治の仕組に於ても意外に面白き工夫もあり決して之を蔑視す可からず余輩は勿論世間の學者も西洋の事情を明にして我國に益することあらんとて熱心勉強することならん西洋の學問甚だ大切なり其眞似も亦甚だ大切なり王制維新の始末も其本は洋學の工夫に依て成たりと云も可なり鐵道電信郵便等の便利も西洋を眞似て出來たるものと云ふ可し學問なり眞似なり決して一概に之を却く可らず今後も益學問を勉め益眞似を工夫して益國の利益幸福を増さんこと余輩の最も願ふ所なり然りと雖ども其これを勉めこれを工夫する際に唯一筋に彼の長を取り我が短を補ふと云ふときは長は益長するが如く短は益短なるが如くに思はれ遂には我は悉皆短にして彼は悉皆長なりと判斷し了るの弊なしと云ふ可らず是即ち内と外との事情を詳にして之を比較することの大切なる由縁なり

今を去る十九年萬延元年某藩の一學士舊幕府の大使に従て亞米利加の首府「フシントン」に行き彼

の國の事情を詳にしたりと稱して歸國したる者あり當時外航の珍らしき世なれば知己朋友争て其家を訪ひ先づ亞國の風俗は如何と尋れば主人輒ち答て云く彼の國の有様を評すれば堯舜の民に財産を豊にして其智力の働を活潑ならしめたる者なりとて斷じて疑ふ色なし此評論は常に主人の口吻にして余も亦親しく之を聞たることあり實に法外なる稱美にして固より取るにも足らず唯一時の熱心に出たるものならんと雖ども前年の事は姑く聞き今日に在ても西洋心酔の輩には往々此學士の流なきに非ず余輩に於ては概して之を心酔者流と稱するより外に評の下す可きものなし抑も此心酔者流は我日本人を愚なりとして西洋人を智なりとする歟、我を拙なりとして彼を巧なりとする歟、都て事物に就き智愚巧拙の相違と流儀仕來の相違とは之を各別に考へて混同す可らず譬へば劔術に於て一刀流と新刀流とは流儀違ひなれども其違ひを以て二流の巧拙を評す可らず況や劔術に巧にして槍術に拙なるものあり馬に巧にして弓に拙なる者あるに於てをや一方の拙を見て概して武を知らざるの評を下す可けんや今我國の有様を西洋諸國に比較して文學藝術彼に及ばざるもの甚だ多きが如くなれども其及ばざる所のものは人の智識の素質に相違ありて然るもの歟或は其智識を用るの方法即ち智力を用るの流儀に相違ありて然るもの歟心を靜にして之を勘辨すること緊要なり西洋の學問これを日新と云ふ以て彼の事物を出現せり我國の學問これを古風と云ふ以て我國の事物を出現せり日新古風固より相違ありと雖ども我を

評して無學の國と云ふ可らず其相違は唯是れ一刀流と新刀流との相違のみ往古の事は姑く聞き徳川政府太平の間に我文學大に進歩して漢を學て漢の右に出で伊藤仁齋父子物徂徠の流が程朱の説に疑を起して復古學を唱へたるが如きは學流の是非に拘はらず其見識は絶倫と稱す可し其他の儒者佛者文人醫生の輩二百五十餘年の久しき天下に充滿して如何なる寒村僻邑と雖ども至愚極貧の者に非ざるより以上は論語大學の名を知らざる者なし實語教を讀まざる者なし百人一首を暗誦せざる者なし二一天作を知らざる者なしめしやの看板を讀み得ざる者なし凡そ國の人口を平均して字を知る者の多寡を西洋諸國に比較しなば日本を以て世界第一等と稱するも可なり苟も具眼の人は日本の無學國ならざるを知て安堵す可し

心酔論者は又曰く日本には古來著書少なしとて之を不文の證に用ひんとするが如くなれども論者は版本を見て寫本を知らざる者なり古來我國は國法嚴にして政府たるものは兎角して人の著書出版を妨ぐるの風を存し之が爲に著書も自から其發兌を怠ること多し譬へば當今流行する日本外史の如きも賴氏が之を著して脱稿の後幾年を経て始めて上梓したるに非ずや若しも當時書肆の勧めと出版者の發意なくんば此著書も誰が家の筐底に埋没し賴先生の功勞は後世に知る者なきの不幸ある可し又著書出版は政府の嚴法に由て妨げらるゝよりも印刷の不便を以て怠りしものを多しとす著書脱稿の後之を清

書して版下を書き木版に彫刻して誤正するまでに費す所の時日を計るに慶應明治彫刻術の頂上に達したる時代にも余が實驗に據れば一月間に脱稿したる書を清書版下彫刻に數人の手を揃へて二三箇月を費すを常とす尙これを等閑にすれば半年も一年も過ぎて著述の考を忘れたる頃に始て出來の製本を見ることあり慶應明治東京の都會にして斯の如し昔年の不便利想見る可し況や田舎の地方に於てをや儒者文人が年々歳々文に綴りて紙に記したるものは何程なる可きや殆ど測量す可らずと雖ども唯これを寫本にして家内に埋没する歟或は僅に知己朋友に示すのみ學者若し其證を得んとならば之を他に求るを要せず現に自家に存する書類を見よ父祖の遺稿もあらん祖先傳來の寫本もあらん或は自家にくば他の秘書か又は流布の寫本を見たること多からん其所記假令ひ今世に不用なるも當初若し著書の自由と出版の便利あらしめなば必ず世に公にして亦其世に益したるや必せり古より今に至るまで畢生の力を著書記録に費して其寫本數百卷の堆を成し遂に世に知られざるものは幾百人なりしを知らず今日に於ても余は現に其人ありて存するを開けり西洋諸國絶て無きことにして之を彼の國人に語て殆ど信する者もなからん本年七月三日發兌の教育新誌に修史館の文庫には修史の引用に供する爲に集たる國籍寫本九百三十三部刻本四百八十部、青森縣八戸の書籍縱覽所には刻本六百九十五種寫本四百六十五種、淺草文庫には刻本二萬九千四百四十九冊寫本二萬六千七百五十三冊とあり現今二三處に存するも

のにも此數あり徳川政府二百五十年の間日本國中に著述記録して散逸したるものを計れば殆ど想像に及ばざる所なり又一證を舉れば日本國內古より筆紙墨の製造商賣は最も盛にして田舎にても僅に市邑の形を成す處には必ず之を賣る者あり以て一般文物の流行を表す可き其中に就て眞書筆しんかひの製造は今を去ること百餘年大阪の人谷村某の發明にして爾後その用法漸く世に弘まり寛政年間には筆匠も眞書製造の術を得て筆屋商賣の一品と爲り以て今の盛に至りしことなり抑も此筆は習字の用に適せず又書翰を認め帳面を付るにも用ひず唯一種寫字の用あるのみにして細字の草稿板下に用るの外は恰も之を活字版の代用と云ふも可なり谷村氏が初て狸毛を用ひて之を作りたるは偶然の發明なりと雖ども此新發明を以て筆商賣の世界に一品を増し之が爲に儒林文壇の便利を致したるは寫本流行の明證と云ふ可しされば論者が故らに自國の不文を證せんが爲めに著書少なしとの事實を揭示したれども畢竟著述發兌の事情を知らずして其眼力未だ寫本に達せず日本の大著述は往々寫本に在るの事實を忘れたるものなり

東京の筆墨舖高木氏の老主人に聞くに寛政以前何れの頃か年月は詳ならざれども大阪の手習師匠(闕疑)谷村某と云る人が或る日同所の鹽町を通行するとき藥籥屋やうやくの戸前に狸毛の棄て、堆なるを見て之を乞ひ様々に工夫を運らして遂に眞書の細筆を作り得たり蓋し藥籥に用る狸の皮は粗毛を去て

細毫を残すが故に鬚鬻屋の棄るものは正に筆に入用なる部分なり往古王代には狸毛筆の名あれども千年以來これを聞かず寛政の頃までは専ら鹿毛のみを用ひしことなるが谷村氏の發明より之を眞書に用るのみならず諸種の筆に用ひて狸毛の用天下に普通なりと云ふ

國中字を知る者の多きこと斯の如く其著書の多きこと斯の如くなれども如何せん我は古風西洋諸國は日新にして今日世界の形勢は日新に赴き我國も此形勢の中に在て進退することなれば古風の一刀流を改革して日新の新刀流に入らざるを得ず即ち西洋の事物を採用して怠らざる由縁なり之を今日我日本の時勢と云ふ然りと雖ども時勢既に改まれば我國人は又この時勢に従て事を爲す可きの智力乏しからず試に見よ明治八年文部省第三年報には全國の人口大數三千四百萬にして小學生徒の數凡そ二百萬とあり即ち人口十七人に付き學生一人の割合にして之を西洋諸國に比して既に中等の位に在り日本人の性質よく學問に適當して祖先遺傳の教育あるに非ざれば何を以て俄に此盛大を致す可きや唯學校生徒の數の多きみに非ず其進歩も亦非常なりと云ふ可し小學を去て外國及び内國に執行する上等の生徒を見るに其學力を平均比較して毫も外國人に讓る所なきのみならず往々彼國の生徒と競争して其右に出る者あり此輩次第に成業するに至れば方今過分の給料を以て雇入れたる諸外國人も數年の後は必ず不用に屬すること期して待つ可し又維新以來版下彫刻の術は次第に上達して同時に活版の法も亦俄

に便利を致し之が爲に著書出版の多きこと古來未曾有の盛大にして日本人は恰も此出版の術に由て始めて文物の本色を顯はすを得たるものと云ふ可し

文學のみに限らず諸の技術工藝に至るまで一として此物は日本人の體質に限りて出來ず此事は日本人の智力に限りて叶はずと云ふものありや余輩未だ其一を見ず兵制なり航海なり工業なり器械製作なり西洋人の爲すものは我亦これを爲すに非ずや唯其彼に及ばざる所のものは到底企て及ばざるに非ず未だ之に慣れざるのみ西洋流の事を行ひ西洋流の物を作るの練磨に於ては我日本人の齡は僅に十歳以上未だ二十歳に足らざる少年の如し老練の働なきも固より咎るに足らず然るに國中の先進とも稱す可き地位に居る學者先生が外國の外面を皮相して内國の内情を臆斷し事實を明證すること能はざるが爲に強ひて無形の心術を論じ漠然たる無形の語を用ひて日本人は忍耐の力に乏しなど、云ふ者あり蓋し此日本人とは外國人に對したる文字なれば日本人に限りて忍耐力なく外國人に限りて忍耐力ありと云ふの意味ならんと雖ども余輩は其明證を見るに非ざれば之を信ずると能はず或は此學者も日本の人なれば此日本人たる學者にして自國の文明開化を求め僅に十餘年の間に純然たる一新西洋國たらざるを見て之を憤り同國人に責るに忍耐力なきを以てするが如きは十餘歳の少年に向て老成の働なきを咎るに異ならず人に多を求るの急なるものにして時勢に處して忍耐力ありと云ふ可らず然ば則ち學者の所

謂日本人に忍耐の力なしとは夫子自から評するの語にして自身を以て其證據に用ることならん

余輩の考は全く心醉論者に異にして當に我國の一新西洋國たらざるを憤らざるのみならず其或は西洋國たらんことを憂るものなり本章の初に云へる如く文明開化の一説世に行はれてより殆ど天下普通の名號題目と爲り一も西洋二も西洋とて唯一方に進て留ることを知らざる其有様は舟に帆を揚げて錨の用意なきが如し其進行の際には唯變化を以て文明と認め舊を棄るを以て開化と思ひ甚しきは髻を伸ばして巻烟草を吹かし以て文明開化の徴と爲すに至れり髻を以て面の趣を變化し刻烟草を廢して舊き烟管を棄るも一國の勢力に影響はなかる可し髻と烟草は尙可なり固より論するに足らずと雖ども輕小の物はよく重大の運動を表するの器械たることあり故に今より社會の景況に注意して有形の物より無形の事にまで内外を比較して利害を詳にすることあらば或は尙今後變化を要するものあらん或は已に既に變化に過ぎたるものも多からん其取捨最も難くして之を斷するの明ある者は天下に稀なる可し余輩固より其明なし然りと雖ども唯常に主義とする所は西洋の事物を採用して文明を求むるに其事を無より有を生ずるものとせずして有より有に變形するものと決定するの一事のみ即ち前の譬を以て云へば初て武術を學ぶに非ず唯其流儀を變ずるものと信するなり日本の文明果して本來無一物なる歟前條所記の事實を見て其然らざるを知る可し既に固有の文明あり何ぞ故さらに之を棄ることを爲んや固有

の智力を以て固有の事を行ひ兼て西洋の事物を採て以て我固有のものと爲し棄るは極て少なからんを欲し採るは極て多からんを欲す事物益繁多を致して智力益活動を逞うし小は人生一身の本分を達し大は獨立一國の權を興張せんこと余輩の常に願ふ所なり

第五章 前章の續

智慧の事のみを以て文明開化とすれば我國の智力は變形の未だ成らざるものにして西洋諸國の文明に及ばざるもの固より多しと雖ども爰に奇談と稱す可きは彼の心酔者流が西洋諸國を道德の國と認め之を欽慕するの一事なり此流の人の論に云く西洋には耶蘇の教盛にしてよく人の良心を養ひ一神を祈り一婦を娶り天地を一家と爲し萬民を兄弟と認め天道行はれて人理正し云々とて先づ之を完全無缺の聖人國と認め顧て日本の缺典けつてんを搜索して之を枚舉し日本人は殘刻なり日本人は姪亂なり日本人は不信心なり日本人は卑屈なり無智なり文盲なり貧乏なり病身なりと一より計へて十に至るまで己が眼に穢なく見えて心に不満足に思ふ所の者は一切之を耶蘇教拒絶の一原因に歸し此教を入るれば天下太平と心に思はざるも口に唱へ政府に建白する者あり新聞紙に記載する者あり或は生來の教育にて神佛を信せざる日本流の士人が俄に西教を奉せんとして様々に工夫すれども其點に至らず西洋人は耶蘇の經

文を聞てよく泣く者あれども日本人の目は落涙すること能はず泣かんと欲して泣くこと能はず却て自から涙なきに當惑する者あり奇も亦甚しと云ふ可し固より西洋の事物流行の時節猶も杓子も西洋流に走る人情なれば耶蘇宗教の流行も夏着る絞しぼの浴衣の如く時候定まる秋に至らば何れにか方の付くことならんと雖ども此忙はしき世の中に學者士君子が大切なる手間を潰して之が爲に奔走することそ氣の毒なれ抑も耶蘇教とは西洋に流行する宗旨の名にして我日本に佛法の行はるゝが如し佛法と耶蘇教と孰れか正邪は結局水掛論にして余輩の關係なき所なれども善を爲せば天上極樂に往生し惡を爲せば地獄に墜落するの趣意は双方共に同様なり此他種々様々に意味深遠なる説も双方共に意味深遠ならん我輩凡夫の解し得ざる所なれども地獄極樂意味深遠の説を以て文明開化に及ぶことならば日本も佛法に由て開化する筈ならずや耶蘇教を入れざるが爲に殘刻なり姪亂なり云々の議論は甚だ以て其意を得難し論者或は云く耶蘇教は佛法に異なり日本の佛法は下流の民間にのみ行はるれども西洋の耶蘇教は上等社會に行はれて學者士君子の信する所なりとの説あれどもこは必竟法教の異なるに非ずして士君子の流儀の異なるのみ我國の士人は大概皆宗教を信せず幼少の時より神を祈らず佛を拜せずしてよく其品行を維持せり數百年以前までは英雄豪傑と稱する人物にして或は神佛に感溺したる者もなきに非ざれども舊幕府二百五十年の太平に文物大に進歩して儒林文壇學者の社會には次第に感溺の沙汰を聞かず

今日に在て苟も有智有徳以て社會の實用を爲す可き人物は當に宗教を信せざるのみならず其これを信せざることを愈固ければ愈以て人品の貴きを表するの證と爲す可きに至れり但し宗教不信なりと雖ども單に不信の點に止まるのみにして殊更に之を蔑視するにも非ず又敵視するにも非ず結局これを度外に放却して顧みざるのみ宗教の外に逍遙してもよく幸福を全ふするは我日本の士人に固有する一種の氣風にして西洋諸國上等の社會が宗門に熱心して動もすれば親戚朋友の間にも爭論を起し小は日常交際の苦情、大は人民殺戮の慘酷を見るが如き流儀に比して精神の自由不自由萬々同日の論に非ざるなりされば文明開化は必ずしも宗教の如何に由らず人文少しく進歩すれば今の所謂宗教の如きは之を度外視して差支なきこと明に知る可し心醉先生西教なきを憂る勿れ先生の流が勉強して之を日本に入るとも余輩は舊に依て度外視せんのみ

右は少しく理論に亘りて民間婦女子には解し難き所もあらん依て近頃小兒らしきことなれども事實の分り易きものに就て西洋諸國の惡弊を搜索して之を示さん都て事を論ずるに一方の極度を摘發して其弊のみを擧れば如何なる事も如何なる物も完全なるものなし理論に禁ずる所なれども他より先づ我極度の弊を摘發すれば我亦他の極度を擧げて之に答へざるを得ず心醉者流が自國の人民を評して殘刻なり姪亂なり云々とは果して事物の極度を摘發したることならん幾千萬の人民の中には殘刻姪亂な

る者も甚だ多し警視局の報告を見ても之を知る可し報告に洩るゝ者も亦甚だ多くして言語道斷醜態を極る者は枚擧に遑あらざる可しと雖ども此醜態は必ずしも日本國に限らず世界普通の流俗にして之を如何ともす可らざるものなれば日本の醜態も亦唯醜態世界中の一部分のみ加之既に世界人類の品行を平均して醜世界とするときは日本の如きは醜中の美と云て可なり心醉論者は事物の平均を知らずして耶蘇教國至善至美の部分をして我國至惡至醜の部分に比較し大喝一聲以て同國人を罵詈することなれども余輩は直に之に屈伏すること能はず論者の常に心醉する彼の聖人國中自から亦醜なきに非ざるなり

英國の學士「スペンセル」氏著述の「ソシヨロジー」と云へる書中に云く貧賤の婦人が野合して子を生めば則ち貧民救助の國法を以て每人に若干の扶助金を給して衣食を得べし是に於てか懶惰無頼の男子は活計に苦むの餘り奇計を運らし此扶助金を目的として該貧婦を娶らんとを求むる者あり云々又英國に「ウラルクハウス」とて貧民の救助授産場ありて其風俗甚だ美ならず某の一場に寄食する妻帯の者三十名の内に夫妻正しく眠食を共にする者は僅に一名あるを見ず甚しきは入場中屢妻を交易したる者もあり云々と

是等の醜態は必しも下等社會に限らず歴々の仲間にも珍らしからぬことなり亞米利加などの新聞紙

を見れば某氏の死後に遺物を配分せんとしたるときに七名の未亡人が氏の生前に記して渡し置たる遺言書を銘々に携へて一時に出現したりと云ふ又或人は三四百萬圓の家産を遺して病死したりしに諸子其配分を争ひ遺言の有効無効を論ずるの末亡父の病症を明にするが爲にとて遂に其死體を解剖したりと云ふ又近年英國にて最も貴き或人は私姦の事に付て法廷に訴へられたることもあり西國にて最も有名なる耶蘇教師も同様の事に付て被告たりしことあり是等を計ふれば枚舉に違あらず弟にして兄を殺す者あり、父にして子を賣る者あり、子原告たり父被告たる者あり、三び嫁して三び良人を毒殺したる者あり實に枚舉に違あらずと雖ども余輩は逐一其人の姓名を知らず、之を知らざるに非ず之を擧げて事の顛末を記載するに忍びざるなり其言酷だ醜にして紙面を汚さんことを恐るゝなり況や西洋諸國悪人の巢窟に非ざるは固より論を俟たず其本國に行て其人を撰ぶときは品行正雅にして友とす可き者あり議論高尚にして師とす可き者あり營に之を惡まざるのみならず之を欽慕して措くこと能はざる者多きに於てをや西洋諸國必ずしも醜國に非ざるなり余輩は假令ひ外國の事を評するに就ても心醉者流が殊更に國惡の極度を摘發して全體を判斷するの筆法を學ぶ者に非ず彼の一惡を擧げて二善を掩はんとする者に非ず唯彼の國を以て群聖衆賢の叢淵とするの心醉論に對して聊か不服の旨を述るのみ

論者は又西洋諸國の自由説に心醉し彼の國を以て自由の郷里と稱し今の西洋諸國の如くなれば自由

の旨は既に其至る所に至るものと認るが如し余輩に於ても固より自由の説を悦ばざるに非ず畢生の辛苦唯此一説を主張する程のとなり又西洋諸國の政府と人民との關係を見るに其有様都て日本などは格別にして民權の旨頗るよく世間に通用し民間に有力なる人物も多くして官民の權力稍や平均を得たるものなれば此有様も羨しからざるに非ずと雖ども今日彼の國の制度風俗を以て自由の完全無缺なるものとするの説は萬々之に従ふこと能はざるなり西洋にては貴族の封建世祿を廢してより年既に久しく武人殺伐の風は既に其痕跡を見ずと雖ども通俗民權論（拙著本編と同時に發兌したるもの）にも云へる如く彼の國に於て法律を主張して私有の權利を争ひ次第に財産を積み貯ふれば世々子孫之を失ふの憂なく武門の封建世祿は變じて金錢の封建世祿と爲り人民社會相互の壓制は却て舊に異ならざるものあり傳へ聞く全英國の土地を私有する主人は大抵「ロンドン」に住居する富豪にして其數僅に三千名に過ぎず都て此輩の奢侈は所謂一擲千金なるものにて其一例を擧れば或人の親しく目撃する所にて夏日十二個の蜜柑を九十圓、冬日一把の薔薇花を五圓にて市に賣買する者ありしと云ふ顧て貧人の世界を見れば居るに家なく喰ふに糟糠なし五六の家族窓もなき一室に雜居して夫婦區別ある可らず況や長幼の序に於てをや正に是れ渾沌たる穴藏の一乾坤終歲定りたる食事を爲さず終身清潔なる湯に浴せず其貧苦艱難不潔不行儀殆ど名狀するに由なし貧富の格式天淵の相違と云ふ可し尙甚しきは中以上の

人が集會して政を議して法を定め學者が尋常の經濟書を著して説を述るものを見るに法の精神も著書の趣意も十に八九は大概皆富人の爲に便利なるもの多くして恰も貧人に因果いんぐわを諭すが如くなるを常とす其趣を形容すれば貧人は貧を以て分として富人の爲に役せられよ、貨錢の少なきを憂る勿れ利足の高きを怨む勿れ、日に三度の食物はなくも子供をば教育せよ、汝等が無智文盲なる原因は父祖の代より貧なる爲なれども其原因を除くは我輩富人の責に非ず兎に角に今日汝の無智無學なる爲なれば富を欲せば教育を勉めよ夫婦の間に三人の子供を生み一人の腕にて養ふ可らざるは明なれども家族を養ふて子を教るは親の職分なれば之を遁る可らず墮胎は禁制なるぞ、子を生まば水と空氣とを以て養ふ歟、然らざれば二人前の食物を五人に分ち喰ふて我輩富人の三五人にてても能す可らざる所の力役を一人にて爲せよ、斯く辛苦するも到底富む可き路なき者ぞと云ふに過ぎず甚しきは己れ自から外妾を養ふて澤山に子を生み又は巧に避孕の法(註)を行ふて外面を装ひ却て貧人の子を生む者を咎め婚姻の時限を定めて繁殖の道を止めんとするに至れり慘刻も亦甚しと云ふ可し一方には此慘刻壓制を極めながら一方には貧人教育等の法を設て貧院なり病院なり何某は金を寄附したり何某は食物を給與したりとて之を仁人君子の如くに尊敬するは何ぞや身に尺寸の功勞なくして父祖の身代を讓受け其身代より生ずる所の財物を以て貧人に惠與するは名は惠與なれども其實は之を貧人に取て其一分を復た貧人に返す

に異ならず之を譬へば夜陰に人を突倒して其足を挫き翌朝これを尋問して膏藥を與るが如し仁徳の事とするに足らず、されども今の不文亂暴なる人間世界に於ては此膏藥を與る者にも姑く之に許すに仁者の名を以てせざるを得ず又富人が貧人に財本を貸して利足を取るの一事を咎めて不條理なりと云ふも今の社會の仕組にては財本無利足の法も行はる可らず殊に貧富懸隔して貧者の常に難澁なるは西洋のみに限らず日本の有様も大抵これに同様にして余輩の見込とても敢て一時に此壓制不自由の弊害を除かんと云ふに非ず又獨り西洋のみを咎むるにも非ずと雖ども今我と彼とを比較し弊害の流行孰れの方に甚しと尋るときは特に彼の國に甚しと答へざるを得ず然るに論者は流弊の特に甚しき國を指して特に其弊なしと云ふ即ち余輩と見を異にする所なり論者少しく内外の事情を詮索することあらば西洋諸國必ずしも自由完全の郷里にあらざるを發明す可し

(註) 佛蘭西には墮胎及び避孕の法最もよく行はれて凡そ佛人にして三人以上の子を養ふ者は甚だ稀なり其他英國にも亞國にも此法の行はれざる國なし十年以前余は亞國發兌避孕法の書を一見し去年も英國出版の本を見たり其法は明礬綠礬等を適宜に水に溶かしたるもの歟又は五倍子等の煎汁を作て交合の後直に之を腔内に注入することなり此外様々の法もあらん造作もなき手段なれども貧民無智困窮の身にしては其書を買ひ其法を求るの便なし結局何等の名法あるも之を用る者は大抵彼の

上等社會に限り特に子を生んで咎めらるゝ者は無辜の貧民のみ

第六章 國を富ます事

國權を主張し内外の事情を詳にして外國人の智徳共に恐るゝに足らざるものとするも國財の力乏しければ結局他の下流に出でざるを得ず財あれば國の外面を裝飾して以て勢を張る可きのみならず現に戰爭の一段に至ても亦唯財を以て勝利を得べし財あれば武器を作り又之を買ふ可し兵士を養ひ又之を雇ふ可し又或は今の鄙劣なる世界に於ては所謂公議輿論をも錢を以て買ふの手段なきに非ず既に武器兵士を用意して加ふるに公議輿論の歸するあり敵に勝つこと易々のみ近來西洋の戰爭は大概皆この法に由らざるものなし近くは去年我國西南の戰爭にも兵士個々の勇を平均比較すれば官軍は固より賊軍に及ばざる者なるべけれども遂に勝利を得たるは何ぞや唯軍資の乏しからざりしに由るのみ故に去年の勝敗も實は錢の勝敗と云ふも可なり國權興張の源は財に在ること以て知る可し

然り而して國を富ますの法とて特別に其手段あるに非ず唯全國の人民が人々の私を營んで一身一家を富ますより外ならず此一事に於ても特に下流の民間と家々の婦女子に依頼せざるを得ざるの事情あり都て理財の法に二様の別ありて一を消極と云ひ一を積極と云ふ消極の理財とは進て取るに非ずして

退て守ることなり物を作るに非ずして物を費さざることなり家産を富ますに非ずして家を貧に陥らしめざることなり外國貿易の事に就ては自由自在に輸入品を入れて眼前價の安き物を買ふ可しと云ふ説あり又一方は之に反對して外國の製造品を入れる、のみにして我國天然産の物を出すときは我國民は製作に由て得べき利益を失ふのみならず遂には製作の術をも忘るゝに至る可し譬へば金巾唐綾メリンスの類を輸入して之を用るときは日本人は機織の利益を失ふのみならず遂には其手に覺込たる藝をも忘れて末代まで職業を失ふに至る可ければ是等の輸入品には別段に税を掛るとか何とか制限を付ること緊要なりと云ふ説あり余輩は素より此第二説に左袒する者なれども外國條約に就て未だ其制限の法も立たず但し此法の利害得失は甚だ入組たる者なれば姑く之を他日の議論として聞くも現に今日の民間に舶來品の流行次第に盛にして其勢の留む可らざるが如きは國の經濟の爲に悦ばしき事に非ず固より余輩とても敢て世上に向て日本品と舶來品とを並べて價の割合にも拘はらず必ずしも日本品を用ひよと云ふには非ざれども事物流行の勢は中々恐ろしき者にて或は其勢に乗じて漫に舶來品を悦び同品同價にても先づ舶來と云ひ或は價の割合は少々高くも舶來に非ざれば世間に不外聞なるが如くに思ふて強ひて之を買ひ以て所謂文明開化の印しるしに用ゐるの弊なしと云ふ可らず竊に聞く或る開化先生は衣食住居悉皆西洋流に改革して其細君へも強ひて洋服を着せ強ひて洋食を喰はしめ細君は其苦痛に堪へずと雖

ども流石に夫婦の權力天淵の相違だけは日本流にして良人の在宿中は嚴命に伏従して之を衣食すれども偶ま其外出旅行等の好機會あれば私に日本の衣裳を着て米飯を喰ひ始めて蘇生の思を爲し殊に肉類飽滿の胃なれば新漬の香の物に茶漬などは最も妙なりとて細君は常に良人の不在を時として恰も日本流の衣食に姦すと云ふ此先生の如きは營に利害を考へざるのみならず財を損し情を殘ひ家内の安全幸福を典して西洋外面の虚飾を買ふ者と云ふ可し是等の人情時勢を察すれば世上に舶來品を用ふる盛なるは畢竟流行の勢にして必ずしも眞實の利害損徳に由るのみに非ず故に假令ひ條約面には未だ其輸入の制限を立るに至らざるも之を用ると用ひざるとは家々人々の手心に存する者も亦甚だ多かる可し殊に其用は貴顯上等の社會よりも却て民間に廣きものなれば假令ひ如何なる田舎にても苟も身の爲を思ふて國の利を謀らんとする輩は内外の品を較べて孰れを用ふるも眼前に損なきものだけは内國品を取る様にしたきことなり即ち國を貧に陥れざるの手段にして消極の理財法なり近日社友矢野文雄君及び其他有志者の發起にて自家に用る舶來品を全く廢する歟又は之に限りを付けんとて一社中を結ばんとせり其趣意も蓋し爰に論ずるものに異ならざる可し

消極の域を去て積極の理財に及ぶときは即ち進取ることとなり働いて財を作ることなり此事甚易からず十餘年以來工業を起し商賈に従事する者甚少ならず千緒萬端計ふるに邊あらざる程の繁盛なれど

も失敗する者も亦計るに違あらず加之事を企る者は大半山師にして山師の仕事は必ず危くしてよく敗れ敗るゝ者はよく人の耳目に觸れて世間に喋々評論する者も多く其評論に従へば日本は恰も山師の一世界にして早晩全國の諸山一時に破裂崩壊して工商共に外國人の手に落るの掛念あるものゝ如し此掛念も決して空論に非ず文明開化の一説我政府を支配してより政府は人民を促がし人民は政府に依頼し農に工に商賣に經濟に唯政府の勢に乗せられて人民は力を施すに由なく所謂船に帆を揚げて錨の用意なきが如く直行急進却て其本を忘れなば眞實に不安心の場合もあらんと雖ども又一方より之を論じ都て事物の利益を知らず只管掛念不安心とて退縮すれば事を爲すの機會ある可らず機會の至るを待てば際限ある可らず結局鬼神に非ざるより以下は未來を明斷すること能はずとすときは余輩は唯進取の一策あるのみ舊業を再興し新業を創立し第四章の終に云へる如く棄るは極て少なく採るは極て多く多々益勉強して其用心の如きは人々天稟の思慮に任せんのみ且未來を明言するは固より能す可らずと雖ども事物を勉強して之に上達するの理は古今世界の實驗に於て明なる所ならん譬へば開港二十年以來日本の人民が學問に勉強して此間に學者の數の増加して其學力の上達したるは明に世人の許す所ならん然ば則ち商賣工業の事も二十年來人の勉強する所なれば特り此事のみ上達せざるの理ある可らず殊に士族の如きは昔日は職業を以て恥辱となし偶ま之を勉むるものを内職と稱し藩法に於ても公然

之を許さざる程の風なりしが廢藩の今日に至ては如何なる舊大臣も良士族も業に就かざる者なし假令
ひ未だ之に就かざるも之に就かんことを思はざる者なし士族業を求むれば他も亦これに競ひ天下一般
今日は無職無業を以て恥辱とするに至れり固より此輩の職業に失敗するものも多しと雖ども之を前年
に比して進歩と云はざるを得ず其趣は學校の生徒に中絶廢學する者多くして數年の勉強も徒勞に屬す
るが如くなれども全國に平均すれば一般に學者の數を増して學力の進歩を爲したるものに異ならず既
に全國に平均して職業の進歩するあれば政府が獨り之を専らにせんとするも勢に於て能す可きに非ず
政府の專制は僅に人民の無力に依頼して行はるゝのみ深く恐るゝに足らず又深く咎むるに足らず況や
外國と權を争ふの一段に至ては區々たる内國政府の處置の如きは唯是れ社會中の一局事にして全面的
大利害に比較すれば論ず可らざるもの多きに於てをや今の人民は唯餘念なく業を勉め内に勢を得て以
て外に權を争ふ可きなり

論者或は謂らく職業の目を以て見れば昔日の士族は固より遊民なれども今日は又兵隊巡查あり是亦
一種の遊民にして其人員も少ならず其費用も甚だ多くして正に職業に就く可き人民の中より其幾分
を引除く者なりとの説あれども論者は唯今日の外面を見て昔日の内情を詳にせざる者なり兵の用は國
を護るより外ならず昔日の士族は即ち此護國兵にして其數四十萬今の兵士より多きこと凡十倍なり又

今の東京の巡查凡七千名甚だ多きに似たれども昔を思へば毫も驚くに足らず徳川の時代に江戸町々の夜番火の番は姑く之を除き大名旗本屋敷の門番辻番所の番人にも今の巡查の數よりも多からん三百の大名に平均三箇所の屋敷あれば其數凡九百これに上等旗本の屋敷を加へて大數千に下らず此千屋敷に毎日開閉する門番所の數凡千五百ならん一所の門に交代する番人を平均四名とすれば既に六千の數あり此屋敷外にある辻番所の數も慥に知り難しと雖ども寄合辻番を差引して假に一千とすれば其番人四千より少なからず合して一萬の數あり今の巡查より多きこと三千なり此外幕府本城諸見付の番士番人、下座見なり小者なり仲間なり其數殆ど計へ難し何れも皆警衛の爲にして其職分は巡查に異ならず尙これよりも無益に人を費すことの多くして天下に普通なりしものは貴族縉紳の從者供勢を以て最とす大名の行列は特別のものとして姑く閑き幕府の旗本御家人諸藩士の公務に勤仕する人にも少しく身分ある者なれば出入に從者を召連るゝは無論親戚朋友の往來にも獨歩することなし而して其從者の職分を尋れば必ずしも重大の物を負擔するに非ず所謂若黨草履取る者にして唯主人の行く處に従ひ其處を去るを待て復た從て家に歸るのみ之を供待ともまつと云ふ必竟人の働を用るに非ずして人の形を飾に用るものと云ふも可なり當に幕臣藩士のみならず富商家農僧侶神官何れも從者あるの風俗なれば凡當時日本國中に於て主人に隨行し又供待する者の數を計へば日に幾十萬の人員にして之を兵隊に編成し

たれば幾百大隊を得べし今の陸軍巡查の如きは論するに足らざるなり

廢藩の一舉以て大名の行列を廢し武家屋敷の門番辻番人は巡查と交代し日本國中無用の從者を飾に用る者なし然ば則ち今日の兵隊巡查は之を一處に集めて其外面を見れば衆多なるが如くなれども全國の職業に關して遊民たるの憂は畢竟憂るに足らざるの憂のみ國民既に職業を勉るの心を生じて其人員も亦非常に増加したり富國の目的明なりと云ふ可し凡そ人として私の利を思はざる者なし今後我人民の次第に事に慣るゝに従て次第に其利を永年に平均するを知り次第に私利の大なるものを求めるに至らば特に富國の論を喋々せずして富國の實は言はざるの際に成る可きなり

第七章 外戦止むを得ざる事

人生の目的は身を安んずるに在り安身居家は幸福の至大至重なるものなれども如何せん今の不文なる禽獸世界に生々すれば此幸福をも全うす可らざるの場合あり無禮者は咎めざる可らず亂暴人は取押へざる可らず議論に激烈なる者あり舉動に粗暴なる者あり尙甚だしきは有心故造人を途上に刺殺せんとする者あるに於てをや斯く恐ろしく危き人間世界に居て必ず生命を全うせんとするは難きことなり人として死を惡まざるものなし用心もす可し勘辨もす可し又これを避くるの方便もなきに非ず甚しき

は臆病なり鄙怯なりと云はるゝ、までも之を避け之に忍耐す可きは當然のことなれども滔々たる天下に雑居して我心身を犯す可き千種萬狀の事物は今の才智と今の道理とを以て測量す可らざる所のものなれば此事物の間に逍遙して一切これを度外に置き吾生の約束は唯安身居家の一事に在り何等の不義理を行ふも何等の汚辱を蒙るも必ず疊の上にて病死す可しと覺悟を定めたらば即日より其生は禽獸の生と爲り又人類の名を下す可らず孟子卷之四告子の編に義と生と二者兼ね可らず生を捨て、義を取るの論あり就て見る可し結局今の禽獸世界に處して最後に訴ふ可き道は必死の獸力に在るのみ語に云く道二つ殺すと殺さるゝのみと誣言に非ざるなり

一身處世の道斯くの如し然ば則ち萬國交際の道も亦これに異ならざる可し和親條約と云ひ萬國公法と云ひ甚だ美なるが如くなれども唯外面の儀式名目のみにして交際の實は權威を争ひ利益を貪るに過ぎず世界古今の事實を見よ貧弱無智の小國がよく條約と公法とに依頼して獨立の體面を全うしたるの例なきは皆人の知る所ならずや嘗に小國のみならず大國と大國との間柄に於ても正しく相對立して互に其蠶を窺ひ寸隙の乗す可きあれば之を看過するものなし之を窺ひ之を探り其未だ發せざるは唯兵力強弱の一點に在るのみにして他に依頼す可き方便あることなし百卷の萬國公法は數門の大砲に若かず幾冊の和親條約は一筐の彈藥に若かず大砲彈藥は以て有る道理を主張するの備に非ずして無き道理を

造るの器械なり去年以來魯西亞と土耳其との戰爭は理非曲直に基きしもの乎、前年佛蘭西と日耳曼との勝敗は佛の師に名義なきが爲なる乎、三歳の童子も其然らざるを知る可し今日佛日相對立して互に相發せざるは唯其兵力の對立するのみにして他に之を妨るものあるに非ず他日若し佛の兵力強くば日を滅さん之に反すれば日に滅されん是に於ても亦前の語を用ひ各國交際之道二つ滅ぼすと滅ぼさるゝのみと云て可なり

西洋各國對立の風斯の如し况や彼の輩が東洋諸國を御するの法に於てをや彼の不十分なる萬國公法なるものをも尙且これを用るを好まずして唯虚喝の一法あるのみ苟も獨立の一國として他の虚喝に恐怖し遂に戰の念を斷つの理あらんや従前我日本國が西洋人に對して往々曲を蒙りたるは實力の強弱如何を比較して止むを得ざるに出たるの不幸に非ず其實は彼我の事情を詳にせざるの罪なりよく彼の情實を探り彼我人民の勇怯軍資の多寡等を明にせば西洋諸國必しも鬼神國に非ず固より恐るゝに足らず殊に歐洲各國の交際は恰も禽獸の餌食を爭ふものにして互に相睥睨して寸隙を示すこと能はず歐洲の實力は正に歐洲の自家に費して餘あることなく東洋諸國に對しては唯此實力の餘光を用るのみ或は眞を西に用ひて影を東に示すものと云ふも可ならん即ち彼の虚喝は此影なり苟も人心を具して物の影に恐怖する者あらんや結局彼より我に對する虚喝を用ふれば我より彼に對するには實戰の覺悟を以てす

可きなり或は英佛其他の國人が太平洋中の諸島不文不明無法無教の蠻民等に對しては虚喝の法も往々當らざるに非ず數百年來の實驗を以て暴功を奏したるの例少なからずと雖ども此筆法を以て我日本に加へんとするが如きに至ては余輩は之を恐れざるのみならず却て彼の爲に謀て氣の毒にこそ思ふ所なれ佛に幾十萬の陸軍あり英に幾百艘の海軍ありと云ふと雖ども其陸軍は正しく用る所ありて之を備へたるものなれば臨時に之を用ること甚だ難し強ひて之を用ひんとすれば自國の保護に缺典を生ず可し試に今日佛より三五萬の兵を海外に出さんとするも能す可きに非ず強ひて之を企てんとすれば日耳曼に對して釁を生せんのみ英の兵力甚だ強し其評判甚だ高しと雖ども英はよく敵を撰ぶの術に長じ弱者は之に應じ強者は之を避くるを常とす去年來魯士の事に付き喙を容れたれども遂に兵を交へず蓋し今の戦はよく錢を以て戦ふ可き世の中なれば魯英相敵對して年月の久しきに亘らば英は遂に金力を以て勝利もある可しと雖ども其敢て戦はざるは結局錢の勘定に出でたることならん故に英兵を防で其所撰の敵と爲らざるの術は先づ彼の虚喝の性質を詳にして容易に之に驚かず事破れて戦ふに至らば彼をして非常の錢財を費さしめて損得相償ふを得せしめざるに在り之を要するに我日本の外國交際法は最後訴る所を戦争と定め戦へば頑固剛情にして容易に兵を解かず幾月も持續して双方艱難に堪ふるの度を競ふの一法あるのみ斯の如く覺悟を定れば亦容易に戦争にも及ばざる者なり虚喝は實地に臨て效なき

ものと知る可し舊幕府の時代に江戸に浪士の輩が出没して外人の安全を妨るとて英佛の公使は之を怒り國旗を卸して横濱に去り最早此後に談判は水師提督に渡すなどと、りきみ込たるが如きは唯是れ小兒の戯のみ今日と爲りては復た其手段に乗るものなし生麥下ノ關の償金は空前絶後外人の大出來なれども彼の虚喝も再三すれば躪るれば通用せず是即ち余輩が彼の爲に謀て氣の毒に思ふ由縁なり

右の如く最後の訴は戰に覺悟すと雖ども殊更に求めて戰はんとするに非ず況や外國人を暗殺して鄙怯にも自訴することを知らずして其場所を遁逃し後に捕縛に就て刑に處せらるゝが如きは一身の恥辱は姑く閑き我國の體面を汚す者なれば單に外人の敵に非ず日本全國人民の罪人と云ふ可し前に云へる如く各國の交際は各個人の交際に異ならず人として爭論を欲する者なし格闘を好む者なし然ば則ち外國の交際にも誰か紛議の生ずるを悦ばんや誰か戰爭の起るを樂まんや假令ひ或は一時の不満足あるも様々の事情を斟酌勘辨して平和の道を求るは當然の事なり國に外務省あるも専ら此平和を維持せんとするの方便にして外務の人は常に條約の明文に依て懇親の意を表し百方に周旋して心配することなれども其周旋心配の際にも後楯として人民の氣力に依頼す可きものあらざれば斷じて事を行ふ可らず外務の困難は唯この一點に在るのみ故に人民最後の覺悟は必戰と定め引て放たず滿を持するの勢を張り外務の官人之を潤飾して始めて交際の權を全ふす可きなり苟も獨立の一國として徹頭徹尾外國と兵を

交ゆ可らざるものとせば猶一個人が疊の上の病死を覺悟したるが如く即日より獨立の名は下す可らざるなり

去年の夏余が記したる備考の中に就て外戦の一條を示すこと左の如し

前略一國の權利を張らんとするにも貿易商賣の盛衰を競はんとするにも最第一の緊要事は全國人民の腦中に國の思想を抱かしむるに在り然り而して前にも云へる如く我日本は不思議なる因縁を以て數百年來外國と交通を絶ち自國を以て他國に比するを知らざりしが故に人民自から國の思想に乏しからざるを得ず其趣發して事跡に顯はるれば日本の人民は薄情にして報國の心なきが如くに思はるれども其實は決して然らず百姓が家柄の本末を争ひ、田畑家屋敷の境界を争ひ、尙ほ上て隣村互に宮寺の普請を競ひ、相撲芝居の興行を競ひ、或は村の界を争ひ、山林秣場の入會を争ふ等、事々物々日々夜々競争の念あらざるはなし其際に當ては唯利を貪るの一方のみならず面目を重んじ正理を守り甚しきは尺寸の村境を争ふが爲に幾家の産を空うし幾人の命を失ふたるの例は古來珍らしからず悉皆報國心の一斑と云ふ可き者なり

相撲芝居祭禮等に市邑の人民が集會して或は事を相談し或は壯年の輩が互に競争するが如きは無益の戯に似たれども決して然らず人心を結合する爲に有力なる方便なれば今後益これを勸めて自由自在に任したきことなり又裁判の路を自由にするも競争の心を養ふの一手段なれば事の煩を厭はず益其出訴の手續を便利にす可し人心結合して競争の念を起すは報國心の源なり等閑に看過す可らざるなり

又封建の時代に各藩相對するの事情は競争の最も甚しきものにして雷に目下の利害を争ひ一時の名聞を競

ふのみならず數百年前祖先の口碑を傳へ一藩の榮辱と爲し其榮を保護し其辱を雪がんが爲に數百年後の子孫をして其生命をも棄て、顧ることなからしむるの例あり源平の競争既に止み下て徳川氏に及び其末年に勤王の説を唱へて幕府を倒したるものは即ち二百五十餘年の上、關原大阪の役に面目を失ひし長州薩州を巨魁として之に従ふものは土佐なり肥前なり備前なり因州なり何れも皆國主外様の藩ならざるはなし是等の事實に由て考れば日本の人民決して報國心に乏しからず唯其心の狭小なりしのみ心の狭小なるに非ず之を用る場所の狭小にして彼の廣大なる日本國なるものを知らざりしのみ、報國の心は殆ど人類の天性に存するものにして其元素は何等の事情事變に遭ふも或は專制暴制等の働を用るも決して消滅す可きものに非ず豈日本人にして獨り此心を缺くの理あらんや今日に於ても我人民が日本全國の所在を知らば之に報するの心は促さざるも亦起る可きのみ試に魯西亞と土耳其との政府を比較せば其專制、暴制の有様は難兄難弟なりと雖ども其人民の互に戦ふは何ぞや兩國の人民自他の區別を知り祖先の口碑を傳へて其思想を腦中に藏め一旦事に遭ふて之を外に發露するものに過ぎず日本の政治古より專制なりと稱すと雖ども直に人民の報國心を害するに足らざるは固より論を俟たず唯日本の人民は國に報するの心を有して其報す可き國を知らざるのみ一國の人心を興起して全體を感動せしむるの方便は外戦に若くものなし神功皇后の三韓征伐は千七

百年の古に在り豊太閤の出師も既に三百年を経たれども人民尙これを忘るゝこと能はず今日に至ても世上に征韓の論あるは日本の人民が百千年の古を思ひ出して其榮辱を忘れざるの證なり或は征韓論者は敵を撰ばず漫に外國征伐を好む者なりと云はん歟、若し果して然らば外國は必ずしも韓に限らず英佛も外國なり魯西亞も外國なり之を征伐して可なり或は英佛魯は強國にして敵す可らずと云はん歟、去つて南亞米利加に向ふ可し弱國の伐つ可きもの甚だ多し或は遠く南亞米利加に行かざるも亞細亞洲中に於て暹羅、安南等の諸國は遙に我下流の小弱ならずや此を是れ捨て、特に朝鮮征伐の論を唱へ全國の人民も此論を聞けば假令ひ征伐の念なき者にても朝鮮と日本との區別をばよく了解するは何ぞや戰爭の人心を感動して永年に持續するの力は強大なるものと云ふ可し故に今西洋の諸國と對立して我人民の報國心を振起せんとするの術は之と兵を交るに若くはなし事少しく過激に似たれども人心の全體に感じて永續す可き方便は此一策の右に出るものある可らざるなり或は「ペルリ」渡來の時に異國船打拂の成規に由て先づ之と戦ひ然る後に條約を結びしことならば即ち前條の目的を達したるに非ずやとの説もあれども余輩の考は則ち然らず其次第は當時若し卒然に兵端を開きたらば我國人の勇怯は姑く閑き兵器に乏しく兵事に慣れざるが爲に一時の大敗を取り徳川は滅亡し諸藩は割據し恰も無君無政の其蠶に乗じて營に亞米利加のみならず英佛其外の諸國も

各兵艦を送り戦争の一敗を以て日本の價を評し結局は無理無法の條約を作て我調印を促し我をして今の如き外國交際の權利（假令ひ不十分にても）を得せしめざりしは固より疑を容れず斯の如きは則ち日本の人民は未だ其本色を顯はさずして先づ野蠻視せられ到底固有の働を伸ばすこと能はざる者と云ふ可し是即ち余輩が今より回顧して「ペルリ」渡來の時の打拂を利とせざる由縁なり

今や則ち然らず開港以來廿年の間に日本人も漸く彼の事情を知り制度法政なり文學工藝なり之を學て之を得たるものあり或は之を得ざるも略其趣を見聞したるものあり殊に兵制の如きは我國人の最も注意する所にして其改革も最も早く「ペルリ」渡來の日に日本人の武具として依頼したる弓矢槍劍甲冑は已に既に之を廢棄して今日の實際に用る兵器は毫も西洋の品に異らず若し異る所の物あれば其物は未だ改革せざるに非ず既に之を改めて之を試み更に日本固有の便利に従て又之を改めたるものなり（日本刀を以て洋風の劍を作るの類）故に今の日本の兵器は正に今の日本の兵士に適したるものと云ふ可し之に加るに維新前後の戦争、引續き諸處の内亂に由て兵士の熟練は無論二百五十餘年の久しき戦争を圖畫にのみ觀たる人民も今日は其實物を聞見して慣習を成し天下又石火矢の響を聞て箸を落す者なし兵器既に改まり兵士既に熟し人民又戦争に慣れたり此時に當り外國と兵を交るに於て何の恐るゝ所あらんや一戰の勝敗を以て全國社會の機關を紊亂するが如き憂は萬々ある可

らず余輩固より西洋の強國を敵にして毎戰我に必勝の算ありと云ふには非ざれども今日なれば日本人に固有する持前丈けの働をば逞ふするを得べしとの趣意を述るのみ之を譬へば二十年前の日本人をして外國と戰はしむるは睡眠の人を俄に呼起して用意したる敵に向はしむるが如し其損得固より明なり今や我も既に醒覺したり勝敗は固有の強弱に在て存す可きのみ此勝敗は姑く明言す可らざるものとして尙一步を退け假に我兵弱くして戰に利あらずとせん歟一敗以て社會の機關を顛覆するに足らざるは明なり況や一敗あれば又一勝ある可きに於てをや一二勝敗の損失を以て全國人民の報國心を振起し百年の利益に見込あれば其損失は憂るに足らざるなり云々

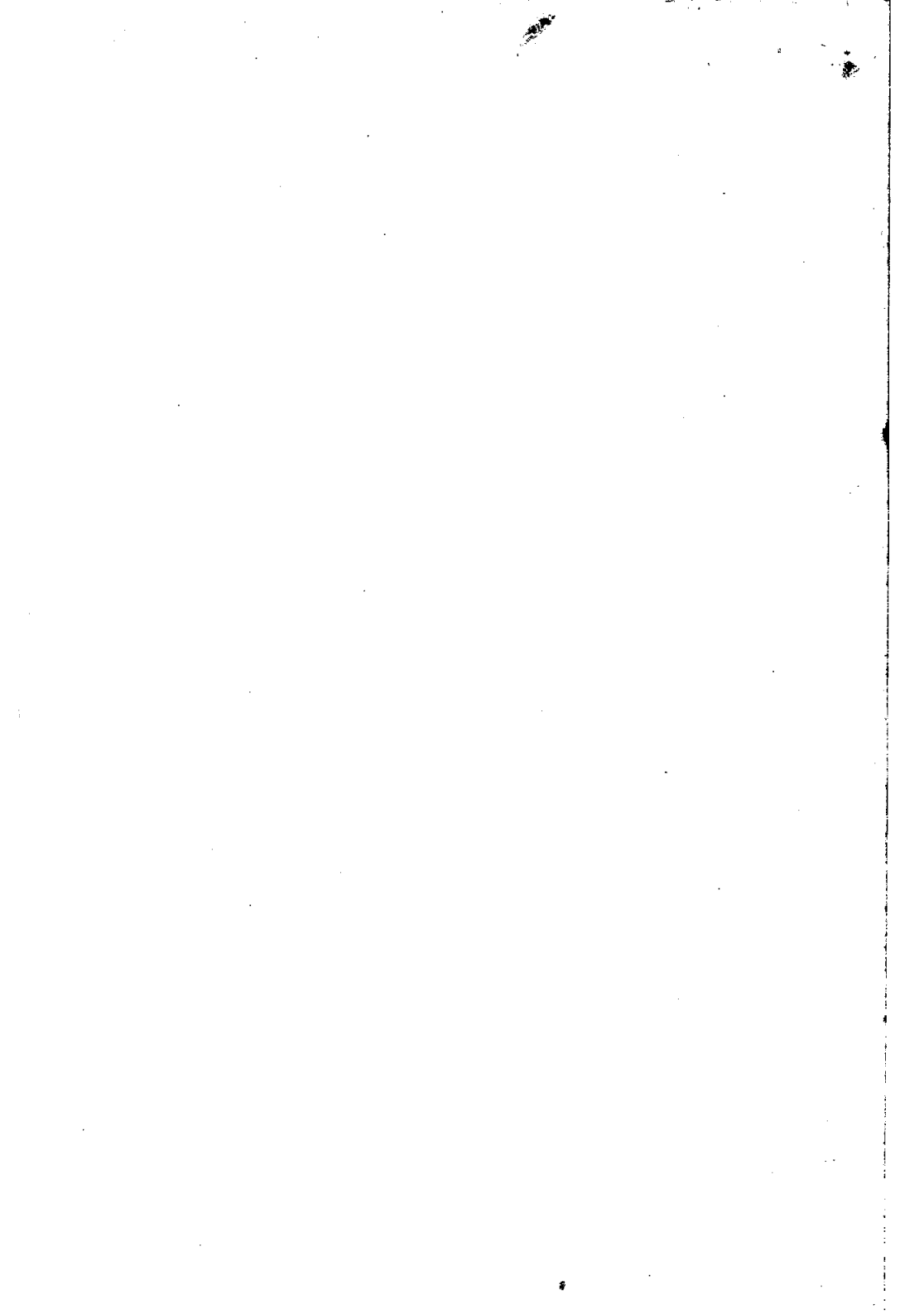
右の如く余輩は外戰の論を主張すと雖も外交無事の時に際して今月今日戰を挑むと云ふに非ず今月ならず今年ならず又來年ならず或は永年外戰の機會なきを期す可らず斯の如きは則ち憂ふ可きに非ず祝す可きなり之を要するに余輩の主義とする所は戰を主張して戰を好まず戰を好まずして戰を忘れざるのみ然り而して特に此一義を喋々するものは又止むを得ざるの事情あればなり其次第は近來世上に一奇論を唱る者あり云く外交の困難は結局戰はざれば意の如くならずと遽に之を聞けば其發論甚だ簡約にして語氣頗る劇烈なるに似たり次で其第二論を叩けば乃ち云く今の事物の有様を以て西洋諸國を敵にするは思も寄らぬことなり外戰の一舉は蓋し我々の子孫百年の後にある可しとて更に心配の色な

きが如し是に於てか始て其狡猾を摘發するに足る可し此輩の心事を碎て之を解剖すれば便々たる腹中
 一片の丹心なくして竊に世間人情の響なるを利し己が卑怯なる心を擴て他人を忖度し外戦は徹頭徹尾
 能す可らざるものとして却て外面には戰はんと欲するの色を裝ひ一切萬事己が横着と不勉強とより生
 ずる所の不如意をば擧げて之を彼の外戦能す可らざるの一原因に歸して悠悠逍遙せんとするものに過
 ぎず其趣を形容して云へば國事家事の災難零落に際して臣子たる者が之に心を關せず結局國家の改革
 は君父を幽閉する歎又は之を殺すに非ざれば意の如くなる可らずとて恰も國君家父の殺す可らざるを
 抵當にして臣子の横着を逞うするに異ならず當に奇論の名を下す可きみに非ず新工夫の一怪説と云
 て可なり兩三年以來上等社會に往々此怪説を唱る者なきに非ず今に及で速に其口を鉗するに非ざれば
 後患測る可らず是即ち余が止むを得ず外戦の議論を主張する由縁にして其論旨は決して今年今月戦は
 んと云ふには非ざれども預め世間の開化者流に呈するに頂門の一針を以てするのみ

通俗國權論 終

跋

余輩の生は數年にして人心の變遷を想へば恰も數世を経たるが如し假に十五年前に在て余をして本論の旨を首唱せしめなば切齒扼腕の志士は忽ち之を誤解して外國の交際に何等の大變を生ず可きやも計る可らず十五年前にして不可なり今日は則ち可なり即ち士人の度量を發大して其推考の働を綿密にしたるの證ならずや斯る人心の變遷は數百年を経るも尙且能す可らざるを常とす我日本に於ては唯僅に十五年の星霜を費すのみ蓋し世界古今其例なき者ならん今後の進歩變遷又想見る可し筆を闞するに臨て聊か所感を記す福澤諭吉



通俗國權論二編緒言

近來民權の説世上に盛なるが如くなれども未だ十分に事實に行はれたるを見ず蓋し民權の旨は政府の權を人民に分ち人民たるの一分を立るに在り其事固より美なりと雖ども民權にも政府權にも弊害を擧れば甚だ多し政權過強なれば民を苦しめん、民權過強なれば政府を煩はさん、此苦しむると煩はすとの點に就て互に之を是非すれば際限ある可らず恰も水掛論と云ふも可なり民權説に故障多くして實際に行はれざる由縁なり故に今民權論と兩立して特に大切なる國權に力を盡すことあらば其際に弊害を見ざるのみならず官民一致して事を爲すの場合にも至る可し又民權の事は内に在て近く國權の事は外に對して重大なるものなれば外の重大を勉めて誤ることなくば内の民權も自から其目的に達する固より疑を容れず在昔攘夷の説あり其所論甚だ粗漏にして取るに足るもの少なしと雖ども尙當時獨歩の國是と爲りて社會を動

かしたることあり況や今日に在りては既に内外の事情をも詳にして知我知彼以て國權の論を立るに於てをや日本國中誰れかよく之を是非する者あらんや國權論の向ふ所天下に敵なく其事は士民最上最後の目的と爲り我日本の聲價を揚げて幾百倍ならしむるに至る可し今にして國權を度外視するは國に不忠なる者と云て可なり曩に通俗民權論及び國權論を發兌し今又重て國權論の二編を綴るも著者の微意蓋し此に在るものなれば世間有志の士君子幸に此小冊子を讀て其主義を分布することあらば獨り著者の満足のみならず亦天下の幸福ならん明治十一年十月六日福澤諭吉記

通俗國權論 二編

今の人類社會に於て愉快満足なる者多き乎難澁不平なる者多き乎と尋れば難澁不平なる者多しと答へざるを得ず唯事實に於て然るのみに非ず不平に喋々して得意に黙々するは人情の常にして其實に過る者も亦甚だ多し春秋の好天氣に愉快と稱する者は少なくして夏冬の暑寒に苦痛を訴る者は多し農民は去年の豊作に黙して今茲の不作に喧しく商戸は投機の利を人に語らずして世上一般の不景氣を歎息す若し人の愁訴をして眞實に然らしめなば農は既に饑死し商は既に産を破り黎民は年々次第に増加する暑寒の爲に子遺なき筈なれども實際に於て之に反するは何ぞや人類の不平を訴ること其實に過るの證なり

世の人の有様を平均すれば實に難澁にして不平なる者多く又人情として其不平を訴るに事實よりも甚し此世は或は不平世界と云ふも可ならん然り而して此無限の人民が無限の不平を訴るに其相手は何者ぞと尋るに他なし唯己が上流に居て社會の好地位を占る富強者に向て怨望するのみ然るに貧富強弱は元と相比較したる語にして段々相對するときは甲は乙に向て不平を訴へ乙は又丙に訴へ一方に訴ふ

れば一方に訴へられて遂に際限ある可らず故に其結局は社會の中にて最富最強の者が一切の不平怨望を引受ることゝは爲るものなり世界古今專制の富強政府が常に社會の怨府たるも亦謂れなきに非ず

每人よく事物の理を推窮して世に處するの法を思案したらば假令ひ不條理なる今の世の中にも必ずしも安身の地位なきに非ず窮すれば爰に其窮したる所以の原因を求め今我貧乏するは博奕に負けたるが爲なり負る者あればこそ勝つ者もあれ去年我勝利を得たるときは同類に負けたる者ありしことならん博奕失敗の難澁不平は結局世間に博奕の跡を絶つに非ざれば免かる可らず然るに我も亦博奕世界の一人なれば今の貧窮は其罪他の誰れ彼れに在らずして我と世間と共にする者なりと斯く道理を附れば左まで不平を抱く可きにも非ず農民の難澁する者も商家の身代限したる者も醫者の流行せざる者も學者の用ひられざる者も官吏の免職したる者も戰士の敗北したる者も一切銘々に安心の道理を推窮して其不平難澁をば天下一般時勢の成行きとして勘辨すること此博奕者の如くなれば世に不平の元素は今の十分一にも百分一にも減少す可き筈なれども今日の事實に於て決して然らず人を制する者は道理に非ずして情なり情とは何ぞや如何ともすること能はざる難澁の原因を將て如何ともすること能はざる者に歸するの人情卽是なり譬へば昔日痲瘡の流行は人力を以て如何ともすること能はざりしが故に其原因をも亦人力を以て如何ともすること能はざる所の痲瘡神に歸したるが如し今日にても漢家の

醫者が百般の病を診察して疝氣と云ひ疝症と云ひ西洋醫者は「レウマチス」毒などの名を下して漠然たる説を附するは必竟病の實の原因を知らずして如何ともすること能はざる病症に如何ともすること能はざる原因を配當したるものなり人類は如何に無知なりと雖ども事に遭へば決して之を輕々看過することなくして必ず其原因を求るものなれども其これを求るに當り常に情に乘せられて理に入ること能はず世に不平の絶えざる由縁なり

疾病風雨水火の如き天然の難澁なれば之を災難と名け唯自から愚痴を鳴して鬼神を怨望するに止まることなれども其難澁なるもの少しく人事に係るときは原因を天に求めずして人に歸し其人を求るに當て明に枚擧して名く可きものもなく又其事實を視察するの明もあらざれば唯漠然として社會中の最富最強なる政府に向て之に罪を歸せざるを得ず蓋し政府の力は人民の個々を以て如何ともす可らず人事の難澁も亦如何ともす可らず、如何ともす可らざる事の原因を以て如何ともす可らざるの力に歸するは人情の常なればなり故に天然の災難に於て怨望せらるゝものは鬼神にして人事の難澁に怨府たるものは政府なり彼の苦寒苦熱の語を見るに酷寒骨に徹すと云ひ煩暑甕中に在るが如しと云ひ天公人を窘め天公國土を焦すと云ひ怨望罵詈至らざる所なし假に此寒熱の原因をして人力の以てよく敵す可き者ならしめなば誰か之に向て顛覆を企てざる者あらんや唯天の敵す可らざるを知て愚痴不平に止まる

のみ人事に於ては古來の習慣もあり又其時の法律等に由て少しく遠慮する所ありて公然たる罵詈譏諷に及ぶものは少なしと雖ども人民一般を平均して其内心の不平を吟味すれば不平の多き固より論を俟ずして政府を怨望すること鬼神を怨望するが如き人情ある可し然り而して鬼神なれば到底敵す可らざるものとして敢て敵對を試る者もあらざれども政府は元と人爲にして其性質必ずしも動かす可らざる者に非ず是即ち古今世間に往々政府を顛覆するの說を唱へて之に應ずる者ある由縁なり其本源は人民の不平より生じて其不平もよく道理を推究すれば必ずしも悉皆政府に係るものに非ず或は全く縁故なき事柄にても其歸する所は一政府にして政府は恰も社會の下流に居て天下の不平皆之に歸するもの如し結局一方に政府を立て一方に人民を立て、相互に對するときは反亂騷擾の元素を除くの日ある可らざるなり譬へば日本にても徳川の末年に天下の不平を集めて遂に政府を倒したれども是を以て不平の元素を除きたるに非ず維新以來も屢不平を洩さんとして亂を起したるもの多くして今の政府の憂る所は徳川政府の憂たる所のものに異ならず世に不平の量の減少せざること以て知る可し

政略に二あり曰く人民の不平を除く之を第一策とす曰く全國の富強を謀る之を第二策とす政畧の目的は固より第二策に在ることなれども未だ第一策を得ざれば第二を謀るに違あらず殊に今の日本の如く新に政府を改めたる國に於ては第一策の急なること固より明なり是に於てか政府の官人も世間の學

者も様々に工夫を運らして各其説なきに非ず一説に云く人民の不平は到底除く可きに非ず、之を慰めんとするも落葉を拾ふが如くにして一不平を慰れば又二不平を生じ三三四五際限ある可らず故に之を慰るは之を壓するに若かず一時の權道として壓制の術を施し苟も不平の事實に現はれたる者を刈ることと落葉を拾ひ盡すが如くして其未だ現はれざるものには自から不平を含ませしめ唯年月の経過を方便として終に之を忘れしむるの一策あるのみと此説も決して妄漫無稽に非ず今の世に行はる可き政略の十に七八は必ず權道にして壓制も亦時として止む可らず殊に基礎未だ堅固ならざる新政府に於ては最も壓制果斷を要することなれども之を壓して盡るの日なきを如何せん落葉は之を拾ひ盡すも樹木に損する所なしと雖ども人心の落葉たる不平を刈り盡さんとせば國の幹たる人民の元氣を害するの患なしと云ふ可らず且到底不平を盡すの目的なくして唯一時救急の策として單に抑壓の方便を用るは雷を防ぐに鐵の天井を用るが如し其鐵愈厚ければ雷の勢は愈劇しかる可きのみにして或は一時の急をも救ふに足らざることあらん元來國事犯なるものは法に於て恐入ると雖ども恥入るに非ず不平の源を尋れば元と官民共に永遠の道理に基づかずして多くは一時の人情より生ずるものなれば其情を制するに非ざれば源を塞ぐに足らず是に於てか壓制の法律も案外に功能少なきを知る可し

又一説に地方に民會を開き首府に國會を開き人民に參政の權を附與して其智力を伸ばす可きの地位

を得せしめなば以て鬱積したる不平を解くに足る可しと云ふ者あり此趣向は前説に比すれば稍や高尚なるものにして未だ我日本には試みたることもあらず之を試みて首尾よく行はねば必ず目的を達することもあらんと雖ども實際に於て多少の差支なきを得ず第一人民未だ會議に慣れず政府未だ會議を處するの法に慣れず其儀式のみにても整頓の日は甚だ待遠し第二儀式體裁既に整頓するに至るも實際に當て政府の事務と會議の事務と其分界分明ならずして之が爲に會の衆議に許す可き事をも許さず政府の特權に任す可き事をも任せず徒に勞して其功を見ざる可し第三事務の分界既に分明にして政府と會議と各其事を執るに至るも元と會議の性質を尋れば國民が國政に參與して幾分か政府の權を分ち取らんとすることなれば政府は之を分與するに必ず吝ならざるを得ず與んとする者は少なからんを欲し取らんとする者は多からんを欲し是に於てか双方の間に爭論を生じて遂には其本務を忘れ相互に他の短所缺典を枚擧して止ざることある可し蓋し人と事を謀るに一種貴重なる目的を定めて双方共に之に向ふときは細目の議論に異同あるも歸する所は一にして議論も治まることなれども若しも其目的を知らずして唯議論にのみ熱心し恰も議論を目的として議論することあらば其議論は唯喧嘩の種たる可きのみ之を譬へば古の武人が劍術を稽古し書生が書を輪講するが如き其目的は元と武術に上達して戦場の用を爲し讀書に上達して經世の用を爲さんが爲なれども若しも此目的を忘れて劍術の仕合

と論講の勝敗のみに心を盡し恰も道場塾舎を以て最後の場所と定めたらば喧嘩口論の止む日はなかる可し今政府と人民と相對し其相對するや未だ双方相共にするの目的を見出さずして一方は與ふることの少なからんを欲し一方は取ることの多からんを欲して唯其間に日月を消するときは際限ある可らず且双方既に一場の敵對を成して互に他の缺典を搜索すれば政府にも缺典は甚だ多く人民にも亦甚だ多し缺典多き者に向て完全無缺を求む其成跡は唯道場塾舎の喧嘩の如き者あらんのみされば地方の民會首府の國會も終には其功能ある可しと雖ども直に之を設けて目下人民の不平を除くの方便とするに足らざる可し

又一説に云く忠義の心は社會を維持するに最も有力なる方便なり徳川政府の太平二百五十餘年の間に不平を唱る者の少なかりしも必竟人民の忠義心に依頼したるものなれば今日の急須は天下の人民に忠義の教を獎勵して王室の在る所を知らしめ次第に人心を導て今の王室を親しむこと昔日諸藩の士民が各其藩に歸依したるが如くならしむるに在り忠義の元素を以て一度び人心を維く時は些々たる不平論の如きは之を憂るに足らざるなりと此説は説き得て妙にして事實に得ること容易ならざるものならん何となれば今の時勢に於て俄に行はれ難き事情あればなり抑も維新の初は尊王攘夷討幕の説を以て事を成し即ち忠義の一事に關して罪ある幕府のみを討して罪なき諸藩は固より其まゝに差置可き景

況なりしは未だ忠義の古風を變動せざるものなり其後又この忠義の旨を擴め諸藩主にて土地人民を私有するの理なしとて藩籍奉還次て廢藩置縣に及び是に於てか各藩の士民は數百年我君と思ひし藩主をば君とせざることに爲り既に君とせざれば古風の忠義も不用のものと爲りて之を要するに日本國中に忠義心の量は大に減少したりと云ふ可し固より此際には世上にも様々の議論ありて君臣と主従とは別のものなり各藩の士民が藩主に對して主従なり王室に對しては君臣なりとのことに治りは付きたれども廣き人間社會には斯く綿密なる區別をする者少なくて唯藩主の廢物たりしを見て忠義心も亦其に無用物と思ふもの、如し此輩敢て今の王室を蔑視するに非ず往古より其至尊たることをば了解して今日に在ても朝廷に忠義を盡す筈の者なりと云へば決して之を拒む者もなく上下尊卑の分は誠に明白にして全國の士民眞實に王室の臣民たるに疑を容れずと雖ども其忠義の情に至ては未だ厚しと云ふ可らず蓋し民の情を得んとするには歲月を経るの外に方便なきことならん又廢藩の一舉より日本國中門閥の舊法を變じて商賣の新世界と爲し是亦忠義の古風を薄くするの原因たらざるを得ず商賣射利の氣風と忠義武勇の氣風と兩立せざるは固より明白なる事實にして現に今日に在て既に其徵あるを見る可し一例を舉れば政府の官に在る者が官を榮とせずして官を利する者あるが如き即是れなり官あれば隨て俸あり仕官して俸給を受けるは固より當然にして昔日封建の時代にても官吏は官祿を以て自から豊にむ

たることなれども尙其體面を裝ひ唯出處進退の榮辱を喋々するのみにして食祿多寡の議論は殆ど士人の失體として公に之を口外する者もなし況や祿を以て商賈の利に比較するが如き談は世間未だ曾て聞かざる所なりしかども今日は則ち然らず仕官の第一問題は月給にして甚だしきは何等官は何千圓に當るの談あるに至れり其意味を聞けば月給を金の利足に配當して譬へば公債證書の利子を年八分と定め之を十二分して一箇月の所得を計算し何等官の月給は何十何百圓なるが故に正に何千何萬圓の公債證書に當るとして仕官の身を以て財本に比較するの義なりとぞ忠義の情薄きこと紙の如く冷なること水の如しと云ふ可し抑も方今の時勢は門閥坐食の風を厭ひ盡して自立活潑の主義を悦び恰も極度より極度に遷りて然る者ならん是亦歲月を経るの間には事物の方向も定まりて自から其歸する處に歸し日本の人民必ずしも不忠不義の薄情に陥ることもなからんと雖ども目下救急の方便として俄に忠義心を獎勵せんとするが如きは策の迂濶なるものと云はざるを得ず

以上所記の如く天下の不平は政府に歸して世間に道理を推窮する者は少なし上下交々こゝろ情感を以て組成したる此社會に於て不平の元素を除かんとするの術を求めて第一これを壓制し盡さんとするも不可なり第二會議を設けて人心の鬱を通暢せんとするも未だ最後の目的を得ず第三人々に忠義心を獎勵せんとするも急須に應ずるに足らず然ば即ち如何して可ならん余輩これを思ふこと久し唯全國の人民を

して外國交際の困難を知らしむるの一策あるのみ抑も社會を維持するには堪忍の心より大切なる者なし何となれば天下の事物一方に利ある者は一方の害と爲り一般に平均して利害損得兩立し難きもの多ければ更に此利害の外に擢て、双方相共に由る可き方向を定ること緊要なればなり譬へば法律を嚴にすれば政府に權を増して人民に害あり租税を寛にすれば人民に益して政府に損あり賃錢の少なきは富人の得にして利足の低きは貧者の便利なるが如し利害の相反すること斯の如くにして双方相互に堪へ忍ぶの心なくば社會の交際は一日も保つ可らざること明なり然り而して天下の人をして此堪忍の心を抱かしむる所以のものは何ぞや唯小利害を捨て、大利害に着眼するの事情に依るのみ父母の病中には兄弟喧嘩の暇なく火事の時には兼て不和なる隣家の主人も亦來り救ふ兄弟相惡しからざるに非ず隣人未だ和睦したるに非ずと雖ども父母の病氣と家の火事は利害の大なるものにして平生の小利害に關する敵意を廻想するに違あらざればなり之を彼我共同の方向と云ふ即ち英語に所謂「コンモン、コース」なるものなり

今我日本國中に於て男女老少を問はず貴賤貧富に拘はらず人の種族學流の異同に論なく如何なる愚者も如何なる智者も苟も日本人の名ある者なれば日本は日本の日本にして外國に異なるを知らざる者なし既に其異なるを知れば外國の善きを悦て我國の惡しきを欲する者はなかる可し外國の富強を願

て我國の貧弱を祈る者はなかる可し之に反して日本も外國も共に善くして共に富強なるを欲することならん加之外國の幸福富強をば顧みずして専ら我國の幸福富強を祈ることならん加之今日の教育にして今日の人情に於ては竊に外國の不幸貧弱を祈て特に我國の幸福富強を願ふ者も多からん國人相互に言ふ可くして外人には語る可らざる事もあらん國人相互に厄介に爲りて外人には依頼す可らざる事もあらん外人に不當の物を貰ふは日本人に貰ふよりも恥かしく外人との喧嘩に負るは日本人に負るよりも残念ならん是等を計ふれば枚擧に遑あらず徒に記者の筆を勞するよりも人々の思想に浮ぶまゝを記して足る可きのみ宗教の流儀に従て四海兄弟一視同仁と云へば誠に氣樂にして本文の話も固より通用す可らずと雖ども開闢以來政府を立てたる世界萬國の事實に通用するを如何せん國は國人の私心に依て立つものと云て可なり

人民立國の精神は外に對して私心なれども内に在ては則ち公義なり然も此公義は内國にある千種萬狀の小利害を鎔解して人民の共に與に由る可き方向の根本として違はざるものなれば苟も國人の不平鬱積を緩和して社會の秩序を維持せんとするには此立國の公義に依頼するの他に方便ある可らず譬へば方今佛蘭西にて政治の黨派は二ならず三ならず種々の異說爭論にして甚しきは腕力以て相害する程の勢なれども軍制を改革して多く兵を作るの一事に至ては内閣及び議事院の同説は無論、全國偏陬の

地方に至るまでも一夫として異議を唱るものなしと云ふ蓋し佛の人民は前年日耳曼に破られて國の榮名を汚し復讐の念は一般の肺肝に銘じて忘るゝこと能はず之が爲に平常の政治法令の利害に就ては議論多しと雖ども兵を作て國勢を恢復するの一事は全國普通の大公義にして恰も他の政治の小利害を鎔解するものなり假に今日佛蘭西をして敵國外患なからしめなば内亂荐に起り兇徒不時に出没し國勢は四分五裂して遂には獨立の體面を保つこと能はざるに至る可し是即ち記者が今の佛蘭西を適例として日本の爲を謀り全國の人民をして外國交際の困難を知らしめ以て我立國の本を堅くせんことを企望する由縁にして曩に通俗國權論一冊を著述したるも其微意蓋し此に在るものなり

敵國外患は内の人心を結合して立國の本を堅くするの良藥なり古今の政談家にして此義を知らざるものなしと雖ども既に敵と云ひ患と云へば正に兵を交る敵の如く正に頭に懸る難題の如くに思はれ假令ひ其性質に於て良藥たるも殊更に之を求む可きに非ず譬へば今内國に如何なる人心不居合あるも之を治めんが爲に無事安穩なる外國交際を殊更に破て兵端を開く可きに非ず結局敵國外患の良藥たるは偶然の事變にして特に求む可らざるの僥倖のみとする者多し此説も邊に聞けば理あるが如くなれども其實は事物を思慮して切迫に過ぎたるものなり方今世界各國の交際は兵を交へて戰ふものも少なからずと雖ども商賈工業の戰は兵の戰ふよりも廣くして日夜片時も休戰の暇あることなし近くは我が日本

の外國交際を見よ我に器械の用法巧ならざるあれば敵は器械を齎らして侵入し我に天然の産物豊なるあれば敵は之を製作品に交易して掠去らんとし金に餘あれば銀を以て攻め來り金銀共に乏しければ爲替の相場を以て之を侵し金に銀に毛に綿に其貿易賣買の際に寸隙を遺さず一として戰爭ならざるはなし又法律上の關係に於ても之に異ならず外人の我國に在て其所爲今の如くなるは正に條約面の箇條を界にして之に止まるのみにして其趣は柵を樹て敵の侵入を防ぐに異ならず柵を進退すること一步なれば敵も亦一步を進退し敵を限るものは唯この一柵にして他に依頼す可きものある事なし其交際險なりと云ふ可し況や往々此柵を越えんことを試み或は越えたる者あるに於てをや外人が彼の遊獵發砲の規則を犯して豪情を張り田舎の地方に小民を威して質錢を倒し内國人との引合に無法なる原告と爲り無理なる被告を遁れんとするが如きは間ま新聞紙にも見え又人の話にも聞く所なり何れも外患ならざるはなし是等の差縫に就ても彼は常に自國の富強を後楯にして大言を吐く者少なからず假令ひ虚喝にもせよ我方に於ては之を聞て敵國と認めざるを得ずされば今の我外國交際に於ては假令ひ目下に兵馬の戰爭なきも少しく猶豫して前後を思慮すれば各國皆敵每事皆患と云ふも可なり

敵國の多きこと斯の如く外患の大なること斯の如し唯我國民は未だよく之を知らざるのみ之を知らざるに非ず之を知るの方便を得ざるのみ然ば則ち今の急要は全國の人民をして外國交際の事情を了解

せしむるより先なるはなし其法如何して可ならん第一航海を便利にして人民の外國に往來するを容易ならしむる事、内國の人民内に在ては某州の産と云ひ某縣下の住居と云ひ様々の關係に忙はしくして内國外國の區別を考るに違あらざる者多けれども一度び日本を去て彼の國に至れば即日より某州某縣の考は消滅して一個の日本人と爲り先方に於て所見所聞の事物は純然たる日本人の心思に感じて喜も日本の爲に喜び怒も日本の爲に怒り喜怒哀樂の情は本國を思ふの情と共に發作して更に餘念なきものなり海外に同行したる傳習生徒等が相互に親愛して生涯無二の親友たるは無論、假令ひ職業を異にし身分を殊にし日本にては千里相離れて一面識なきも外國在留中なれば緩急相救ふて兄弟の如くする者あり又海外より歸國したる者に逢ふて其話を聞けば如何に無氣力なる素町人^{すぢ}にても如何に無神經なる日傭取にても自から其思想の域を廣くして漠然たる物語りの中に日本國と外國との區別は明白なるが如し此輩固より無氣無神經なりと雖ども萬一我國の外國交際に事變を生ずることもあらば其説を吐き力を盡すは必ず他人に倍し他人に先じて事を爲す可きや疑ある可らず故に外交の困難を知らしめんが爲に人の至情に訴へるの術は人民の外航を勸るに若くものなし

第二著書新聞演說等の方便を以て全國の人民をして周ねく國權の旨を知らしむる事、抑も學者論客が事を論じて事を爲さず口に之を言て手に之を執らざるは畢竟席上の空談にして實際の用を爲さずと

一 概に之を擯斥攻撃するの論なきに非ざれども少しく社會の事情に注意すれば亦決して然らざるの實を見る可し巧に事を論じ巧に事を爲し議論と實業と兩様を兼備して完全なるは固より願ふ可きことなれども今の人智に限あり今の教育に缺典多くして絶倫の天稟に非ざれば斯る人物は得べからず營に人物少なきのみならず假に是ありとするも事理を考る者は事業を爲すに遑あらず業を執る者は理を論ずるの餘暇を得ず古今の史記に徴して之を知る可し國の執政にして大部の書を著したる者も少なく工商會社の支配人にして理論に巧なる者も稀なり又有名なる理論家にして之を政府に用ひ或は會社の事を任すれば實際に於て事務の擧らざる者も亦甚だ多しされども世に學者論客の必用なるは政府に執政の缺く可らざるが如く會社に支配人の缺く可らざるが如くにして事を論ずる者と事を執る者と双方相助けて一般の爲に用を爲す者なれば論者は恰も執事者の顧問たりと云ふも可なり又或は論者の職分は文官に似て執事者の職分は武官に異ならずと云ふも可なり實地に戰ふ者は武官なれども和戰の利害を論じて之を制する者は文官なるが如く論者の説も之を喋々する際には世上一般の公議輿論と爲りて世事運動の端を開き遂には政府も之が爲に自から進退する其景況は固より間接なりと雖ども本源の由て發する所を尋れば武官の者が文官の制御を仰ぐの情に異ならず席上の空談よく實際の用を爲すこと以て知る可し譬へば方今世上に喧しくして隨分有力なる彼の民權論の如きも日本國中に於て始めて之を

唱へたる者は上政府にもあらず下民間にも非ず唯中間の學者社會より發源したるものなれども今日に至ては其議論殆ど下流の民間にも洽くして社會運動の一原因と爲り政府も之が爲に多少の心思を勞して其政畧を左右するなきを得ず學者の發論も亦有力なるものと云ふ可し是等の事實に由て觀れば方今天下に學者論客は乏しからざるの時節、此時に當て此流の人が思想を國權の點に向けて一場の論壇を開き著述なり新聞なり又演說なりよく内外の事情を詳にして綿密に其事實を枚舉し物に觸れ事に當て喋々止むことなくば遂には天下の人心を一變して國權論の喧しきこと今の民權論の如くなるに至る可し事固より教唆にして人を煽動するに似たり且其際には或は主義を誤解する者もあらんと雖ども都て新たに事を企てんとするには必ず弊害なきを得ず其弊害を恐れて沈黙すれば際限ある可らず今の民權論にても人々の見込次第にて弊害を枚舉せば必ず多からんと雖ども其弊を惡みて其論を棄つべからざるは無論、假令ひ弊ある議論にても一般に平均すれば最初より議論なきに勝ること萬々なりと云ふ可し故に教唆も煽動も事柄に由る可し今の時節なれば國權の事に付て人心の動くは祝す可し恐る可らざるものなり

第三國會の初は外國交際の事を以て開く可き事、國會を開くの利害得失は姑く聞き數年來人心の赴く所を察すれば利にも害にも早晚これを開かざるを得ざるは勢に於て明なり既に之を開くに決定する

ときは此會に於て何事を議す可き乎何事を議して最も適當して最も其效を見る可き乎これを思慮すること甚だ大切なり余輩の所見にては外國實際の事を以て最も適當したるものとせざるを得ず抑も數百年來の鎖國を開て外國と交を結ぶは數百年來未曾有の大事件にして其實際の利害を國民に諮るは理の當然にして既に其例もあることなり舊幕の政府獨斷の政治にして一切の事を政府外に相談したるとなきものにては嘉永年間「ペルリ」渡來の時には開鎖の利害を諸藩に下問したり其後徳川の末年に至るまで天下有志の輩は政府に對して不平多き其中にも外國の交際を獨斷に處するの一事に就て特に憤怒したるものゝ如し當時若し徳川の政府をして虚心平氣以て外交の困難を打明けて廣く諸藩に諮ることあらしめなば必ずしも政府たる者の體面を損せずして稍や世上の不平を慰めたることもあらん事既往に屬すと雖ども識者は常に徳川の爲に謀て遺憾に思ふ所なりされば外交は國の大事にして舊幕獨制の政府に於ても尙且諸藩に下問の舉あり況や今の公平と稱する新政府に於てをや之を人民の議に附するも毫も政府の體面を損するに足らざるは無論、其名義の正しきは全國一般の人心に於て許す所ならん又初て國會を開くに當り俄に内國の事務を商議するときは議事の法にも慣れず政府も人民も共に不案内にして其議論もすれば枝末に亘り公平の本旨を忘れて唯爭論にのみ終る可きの恐れなきに非ざれども外交の事なれば所謂上下共同の方向なる者にして假令ひ議事の法に慣れざる等の不都合あるも議

事の際に苦々しき争に及ぶの弊は少なかる可し斯の如く一事を議して二事に及び一年を過ぎて二年に至り次第に議事の體を成すに隨て漸く内國の事務をも議するに至らば外交の議事は恰も國會の訓練として視る可し是亦別に一種の利益なり故に國會の初に外交の事を以て開くは道理に於ても人の許す所、先例に於ても人の知る所、毫も政府の體面を損することなく毫も名義に妨げなき者にして前に云へる最も適當して最も其効を見る可しとは蓋し是の謂なり

右條々に記載する如く外國に往來し外人に接して自他の別を明にせしめ著書新聞演說等の法を以て國權の旨を分布し國會に外交の事を議して其重大なるを知らしめ天下の人心一度び敵國外患の所在を了解して思想の向ふ所を一にするに至るときは其内國の利益たるや擧て言ふ可らざるものあり

人民の不平を除かんとして其策を求め之を慰めんとすれば際限ある可らず去連これを抑壓し蓋さんとするも却て益其勢を増すの患なしと云ふ可らず結局人の情を制するに非ざれば國事犯罪の源を塞ぐに足らずとのことは編首に之を記したり然るに今天下の人情國權を重んずるの一點に向ひ之に熱心して餘念なきの場合に至るときは此熱情に藉りて以て大に人を制す可きものあらん譬へば爰に國事の罪を犯す者ありて其罪、法に於て咎む可し情に於て惡む可らず世人も之を見て私に其罪を許すのみならず内心の底を叩けば此罪人の擧動に心醉して措くこと能はざるが如きものあるは何ぞや蓋し此國事

犯なる者は唯内國の事に關係して他に顧る所なく己が好む所を好んで己が悪む所を惡み身を殉して事を爲さんとするものなれば世間に之と好惡を同ふし不平を共にする者は其舉動に心醉して同情相憐むの意なきを得ず加之前にも云へる如く世の中を平均すれば平氣なる者よりも不平なる者固より多數なるが故に犯罪人は罪を犯して或は一命をも失ひながら顧みて世間多數の人心に訴へ死に至るまでも意氣揚々として恥る色なし又政府に於ても國事犯の者あれば單に之を國安妨害の罪人として罰に處するを常とす畢竟律に於て他に用ゆ可き語なきが故に然るものとは雖ども此國安なる文字を今の人の氣風を以て解するときには唯内國限りの安全と聞えて甚だ重大ならざるもの、如し其證據には法律に國安の字を用ひてより以來世上の記者が之を轉用し或は政府安役人安尙甚しきは酒客安娼妓安等の熟字を作て半は之を諧謔に用るもの多し固より文章の工風なれば何等の字を用るも決して妨なきことなれども律の語に初て安の字を用ひて直に之を轉用して娼妓安の熟字を作り國安も安なり妓安も安なりとて暗に之を相對するが如きは畢竟國安の字を重く見ざるの證と云はざるを得ず其これを重んぜざるは何ぞや記者の罪に非ず天下の氣風に於て此國安を内國限りの事と認めて未だ外交に關するの國安なるものを知らざればなり是等の事情に由て今の國事犯罪人は罪を犯して却て自から得意なるが如し國の爲に憂ふ可きの大なるものと云ふ可し故に余輩の願ふ所は天下の人心に今より一段の所見を廣くして官

私を問はず其公議輿論なるものに於て内國の事よりも外國交際の事を重んじ内國限りの國安を後にし
て外交に關するの國安を先にし外交の利害を本位に立て、犯罪の輕重是非をも判斷せんことの一事な
り天下の輿論に於て斯くの如く判斷し此罪人、法に咎む可し情に惡む可らざるに似たれども其情なる
ものは内國に關する事なり政治論の黨派に關する利害なり黨派に於ては公明なる舉動と稱するも全國
を一團として外國に對するときは其利害甚だ小なり或は斯くの小利害の爲に全國の機關を動搖せしめ
て外に對するの勢力を損するが如きは局處に公明にして全面に公明ならざるものなり其公明ならざる
を知て之に従事するは國に不忠なり知らずして爲すは不智なり不忠不智は男子の恥づ可き所なり兄弟
の爭論理なきに非ざれども親の病中其時に非すと恰も高き壇上に歩を占めて貴き旗章を標的に立て營
に犯罪人の公罪を鳴らすのみならず其心事情實の私を責ることあらば世に國事犯の數を減す可きは無
論、或は政府に於ても其所見を外交の重大なる方に轉すれば罪の許す可きものもあらん又或は假令ひ
之を犯す者あるも其主義とする所自から高尚綿密に亘りて従前の如き輕舉暴動は稀なる可し余輩の所
謂情を以て人を制するとは是の謂なり

又前にも云へる如く社會の秩序を維持するには堪忍より大切なるはなし殊に今後我國に於て民會國
會等を開くの時に於て注意す可きものは唯この一點に止まる事ならん然り而して人に堪忍の心を養ふ

の法を求るに所謂因果を説て無理往生に勘辨せしむるの術は昔日壓制束縛の時代に流行して今日の人心に於ては最も不適當なる者なり今日は道理推究の日なり假令ひ事實に於ては之を推窮する者甚だ稀なるも推究を唱るの時勢なれば人心を導くにも其方向に由らざるを得ず抑も會議の性質を尋れば單に兩黨の爭論にして其決議とは此爭論の勝敗たるに過ぎず既に勝敗あれば勝つ者は得意にして敗する者は不平なきを得ざるの理なれども議論の結末を外國交際の利害に歸し假令ひ一場の爭論に敗するも國中一般最第一の問題たる外交に關して利害の在る所を見れば其敗も無理往生の敗に非ずして稍や道理に由て歩を退くるを得べし譬へば守錢奴賤しむ可しと雖ども之を家僕に用ひて主人に忠なれば甚だ便利なり血氣の少年家内に喧しと雖ども火難盜難のときには特に之に依頼せざるを得ず留主番は老人に限り客の取持は婦人を最上とす此邊を斟酌して才を用ひ能に任ずる之を人を器にすと云ふ人を器にして用れば甲の事に適する所のみを取て乙の場所に不適當なる所は之を看過して堪忍せざるを得ず議事の事情も亦これに類するものあり千緒萬端の議論相分れて公共の事を争ひ或は剛を主とする者あり或は柔を貴ぶ者あり或は内實の節儉を重んずる者あり或は外見の裝飾を悦ぶ者ありて逐一我意に適せんとするは固より望む可きに非ざれども此千萬の議論に接して恰も其議論を器にして之を聞くときは各適當の場所なきに非ず某の論甚だ強剛なりと雖ども一國獨立の權を主張するには斯の如くならざる可

らす某の議甚だ柔弱なりと雖ども文を以て外人に接するには亦斯の如くなるを要す富實も固より大切なり裝飾も亦等閑にす可らず云々とて隨て聞き隨て前後を推考すれば必ずしも他の一議を聞て遽に怒るにも足らず或は現に政府と人民と相對して租稅輕重の爭論あるも其稅額を用ひる所を考て彼の佛蘭西の人民が兵を増すが爲に金を愛まざるの氣象を學ぶときは政府に負けて苛稅を拂ふも亦憂るに足らず或は政府の官吏が人民の剛情不遜なるを見て不快を覺ゆれども此人民が外國人に對しても斯の如く剛情ならん斯る人民こそ萬一の時に依頼す可きものなれと思へば其剛情に閉口して一時官の威勢を減するも恥づ可きに非ず武官の武骨なるも恕す可し文官の文弱なるも咎む可らず唯一點の外國交際を目的に定めて之に向ふときは天下の人民をして堪忍の心を抱かしめ然も其堪忍は無理往生の堪忍に非ずして、利害を推窮し人を器にし明白なる結果を期するの堪忍なれば社會の結合に缺く可からざるの要訣と云ふ可し

又全國の人民に忠義の心を養ふは社會を維持するの方便にして年月を經るの間に其習慣を成すときは非常の勢力を得るものなりとの旨も前既に之を論じたり其法は君家と人民との間に關係を近くして互に親愛の情を求るとにして往古支那にて天子の巡狩、近く日本にては諸藩主の回郡巡見等皆この趣意に基きしものならん甚だ謂れなきに非ざれども人民の心に我君家と他の君家とを比較するの機を得

ざれば到底忠義の堅きものを致す可らず抑も忠義心は元と心酔の情より生ずるものにして利害損得道理の勘定に出たるものに非ず故に一度び心酔の情を生じて其物を美なりとすれば殆ど判断の心をも失ひ我物を美なりとし我物を善なりとし左顧右視して唯他に我物よりも一層の善美なるものあらんことを恐るゝのみ或は偶然に美物を見て眞實に我物の右に出るものもあるも決して之に落膽することなくして却て左右に説を作りて益我物を悦び益これを保護し益これを研磨裝飾して我聲價を落すことなからんを欲す即ち人情の常にして忠義心の働く所なり然りと雖ども凡て天地の間に無類にして比較す可らざる物は貴からず貴からざれば亦これに心酔する者もなし金剛石の大なるを貴ぶは同種の小なる者に比すればなり富士山を高しと云ふは他の小丘に比すればなり西施の美なるは醜婦あるが爲なり堯舜の仁なるは桀紂の不仁なるが爲なり若しも支那歴代の帝王をして悉皆堯舜ならしむる歟又は堯舜の他に帝王なるものなからしめなば其仁徳も亦心酔するに由なし故に日本に於ても封建の時代に諸藩の士民が各其藩主に對して忠義の心を抱き我領主なり我君家なりとて我惡を掩ひ我美を發揚し甚しきは牽強附會の説を作て或は竊かに人に笑はるゝも尙且これを顧ざる程の熱心に至りしは畢竟自他相比較し相競争するの念に生じたるものにして通常の語に敝邑寡君尊藩貴國等の字を用ひたるも尊敬卑下の定式とは雖ども自から其際に彼と此とを區別して相對し相競ふの情を見る可しされば舊藩士民の忠義心は

同種類の藩々を相互に比較するの人情より生じたるものと云はざるを得ざるなり若しも日本國中に藩なるものなき歟又は國中唯一幕府にして其幕府を以て他に比較す可きものなかりせば封建時代の如き忠義の熱心を致すこと能はざりしは萬々疑を容る可らず然るに廢藩以後は我日本も唯一政府と爲り國主として仰ぐものは唯一の王室あるのみにして國中他に比較す可きものなし此時に當て此政府を我政府とし此王室を我王室として人民一般に忠義の熱心を養ふの法は唯日本の外に外國あるを知ること舊藩の士民が鄰藩あるを知るが如くならしむるに在るのみ人民の思想一度び此點に向ふときは始て其眼界を廣くして我日本の政府も天地無類の一政府に非ずして他に亦同種類の王室政府なるもの甚だ多きを知り之を知ること愈詳なれば隨て胸裏に計算を立て某の政府は斯の如し某の王室は斯の如し之を我日本に比すれば云々とて彼我政體の得失、人物の良否を論ずるのみならず其細目は儀仗衣冠の制度、宮室衙門の裝置に至るまでも逐一彼我の美惡を比較喋論して假令ひ外國に美なる者あるも之に落膽することなくして却て益我美を發揚して我惡を掩ひ竊かに自家の不足を補はんとして熱心一向餘念なきの場合に至る可し蓋し西洋諸國に於て祝日等には全國の每家に國旗を翻し其祝詞には必ず我國我王云々とて叫聲止むことなき其中に就て國と王とに必ず我の字を冠するを見ても人情の在る所を知る可し之を俗に譯すれば昔日封建の時代に藩の士民が藩主を目して内の殿様と唱へたるに異ならず内は外の反

對にして他藩主に對する意味なり故に今の西洋諸國にて我國我王とは他國他國王に對して殊更に用る語なれば愛國勤王の忠義心は其習慣に於て日常發語の端にも存して我舊藩の士民が其藩地藩主に戀々たるの情に異ならざること以て知る可し故に云く今の時勢に於て全國人民の忠義心を養ひ其親愛の情を堅くするの方便は外交の一事を主張するの外に求む可らざるなり

支那人の懦弱なるも原因は甚だ多きことならんと雖ども其一箇條を舉れば廣大なる國土の人民が一政府の下に居り外國の交際に意を關せずして自他の思想に乏しく我帝王尊からざるに非すと雖ども其尊きは唯我よりも尊きのみにして之を他國の帝王の尊きものに比較して相競ふの念を生ずるに由なし之がために自から忠義の心も薄くして懦弱なることならん近年に至て該人民も漸く改進に赴き兵艦を造り傳習生を海外に派出する等少しく活潑の風を示すが如きは畢竟阿片始末以後度々の外戦を以て始て外國あるを知りたる故ならん英佛は支那を攻めて一時の勝利をば得たれども支那の爲に謀て永年全局の利害を察すれば其敗勢は價の貴きものに非ざる可し

前條に述る所果して是ならば國事犯の害を除て其犯罪人の情を制するにも、民會國會を起して人民相互に堪忍の心を抱かしむるにも人民の忠義心を養ふて愛國の情を堅くするにも其方便は唯外交の事情を明して國權を主張するの一策あるのみ本年九月發兌したる拙著通俗國權論も其目的とする所は他

に在らざるなり世間同臭の士人は必ず此書を讀で著者の微意を知り或は之を講論し或は之を演述して次第に天下の人心を提引することもあらん著者の幸甚これに過るものなし今この第二編は初編の意を擴めて今世に國權論の缺く可らざる理由を示し聊か鄙見の在る所を説了して將に筆を閑せんとするに臨み又爰に數言を贅するの必要なるを見たり其次第は頃日一友人余に告る者あり國權論の初編第六十四丁（本卷第一〇五頁）に日本の士人は宗教の外に逍遙して幸福を全ふし云々又人文少しく進歩すれば今の所謂宗教の如きは之を度外視して差支なし云々の説を聞て世上一二の人は甚た之を悦ばず著者を目して不信なり薄情なり人を煽動する者なりとて餓鬼外道の如くに罵詈する者ありと余は敢て此罵詈を罵詈せんと欲するには非ざれども世の議論には隨分行違もあるものなれば面倒ながら少しく辯解して人の罵詈を慰めざるを得ず抑も著者が日本の士人を評して不信心なりと云ふは事實を以て證したることにて先づ寺院に行て説法の席を見るに聽聞の衆中に學者士君子は甚だ稀なり田舎の學者が本山の參詣にとて特に上京したるを聞かず神佛の開帳に熱心したるを見ず又宮寺の額に結髪を切り添へて難船救助の恩を謝し或は奇妙不思議なる繪を畫きて靈夢の有様を現はし或は酒を禁すると云ひ博奕を思切ると誓ひ様々なる報恩誓願の意を籠めたる其額面に一として學者士君子の姓名を見ず往古平相國清盛は巖島大明神を信仰し加藤清正は法華宗に歸依したりとの話もあり近來にても上等社會に或は神佛

を信仰する者もあらんと雖ども其數固より少なくして且これを信するにも多くは人に語らずして其痕跡を示さざるを常とす蓋し清盛清正の時代には公然と之を行ひ近來に至ては之を私にするは何ぞや人文の進歩するに従ひ神佛の信心は不外聞の一箇條と爲りたる證據なり然り而して清盛清正の時代と徳川の時代とを比較して士人の品行大に退歩したりとの證を見ず品行退歩することなくして神佛の信心は不外聞の如くに爲りたるは何ぞや日本の士人は一種の氣風を有しよく宗教の外に逍遙して自から其品行を維持するの明證と云ふ可し且著者が逍遙と記したるは特に用ひたる文字なれば輕々看過す可らず其次第は我士人が神佛を信せずして禮拜等の事をば意に關せずと雖ども殊更に之を敵視せず又蔑視せず試に我士人に向て汝の死後は如何する歟、其魂魄は天に登る歟地に墜る歟、地獄極樂は有るもの歟無きもの歟、彌陀如來は如何なるもの歟、西洋流の「ゴット」は何もの歟、云々と尋ねたらば必ず單に知らずと答ることならんされば此士人は亡友亡親の魂魄の所在をも知らざる譯けなれば追悼祭祀の事も無益なるに似たれども決して然らず亡友の爲には追善の會を催ふし墓碑の銘を刻し家に在ては父母の忌日を忘れず先祖の法事を務め法事の席に寺僧來れば之を上座に招待して甘んじて其讀經を聽て丁寧に挨拶し之を子孫最大の職務と認めて若しも此一義を怠る者あれば郷黨朋友に齒す可らず其務嚴なりと云ふ可し或は氏神の祭禮と云へば酒食を備へて宴席を開き宮寺の建立には米錢を奉納する等

其事煩はしからざるに非ざれども之を憚る者もなし職務の嚴なること斯の如く事の煩なること斯の如し此を是れ憚らずして之を務めながら其目的を聞けば單に知らずと答て面に見はれ背に盡れ毫も怪しむ色なし首尾顛末の不都合極るものと云ふ可し此不都合の間に悠々として強ひて争ふものもなくよく其心身を安んじて其品行を維持し識らず知らずの際に社會の幸福を致す人生の美事これより大なるはなし是即ち余輩の所謂宗教の外に逍遙するものなり蓋し美味は美ならざるが如く大幸は無幸に似たり日本の士人は大幸を得るものと云ふ可し

又人文少しく進歩すれば今の宗教の如きは之を度外視して差支なきのみならず宗教熱心の輩も自ら之を度外視して更に新説を工夫することならん譬へば往古佛法渡來の初には天台眞言等の諸宗派にて靈妙不思議の説を説き加持祈禱咒など様々の佛説を唱へて人民一般に信仰したることなれども歳月を経るの際に次第に之を信する者の數を減じて之を度外視する者の數を増し其増減するに従て次第に佛説の趣をも變じ近來の眞宗の如きは絶て不思議を唱へることなくして古の天台眞言に比して大なる相違あるは何ぞや其由縁甚だ見易し等しく釋迦を宗とする宗旨にして宗旨に相違はあらざれども古今の人文に相違あれば當に世上の人民が古き佛説を度外視するのみならず佛者も亦社會人文の氣風に壓倒せられて自から之に通せんとし舊を度外視して新を工夫したるの明證なり西洋に於て天主教の舊説

を排して「プロテスタント」の新説を工夫したるも其趣は東西符節を合するが如しされば世界の人文は今日を以て極度と云ふ可らず月に新に年に進む其年月の際には必ず今の宗教を度外視するの日ある可きは萬々疑を容れず譬へば眞宗は一佛を拜して衆神佛を念するを無益なりとすれども行住坐臥一心一向に眞實明に歸命したらば必ずしも木板に摺立たる幾百千の佛像に表具して寺々家々の佛壇に掛るにも及ばざる可し耶蘇宗は偶像を嫌ふて無形を拜す可しと勸むれども洪大なる寺を建立して金玉を装ひ必ずしも此寺に集會して一神を念するは假令ひ無形の神にても有形の裝飾なくしては不都合なるが故ならん金箔を附けたる偶像も金玉を装ふたる寺も左まで大なる相違に非ざれば強ち偶像を咎るにも及ばざる可し方今は人文大に進歩して宗旨家の中にも往々卓識の人物を生じ如來の掛物の無益なるを知り耶蘇堂の虚飾なるを歎息する者なきに非ざれども如何せん虚飾も亦今の世に處して今の人に接するの方便なれば之を止む可らず宗旨の説の次第に佳境に入て無味淡白の點に達するは蓋し年月を費すの外に手段なきことならん唯歩一步を進めて舊を棄て新を工夫するの路あるのみ余輩の所謂今の宗旨を度外視するとは無智文盲の愚民を煽動して之を蔑視せよと云ふには非ず偶像を拜する者もあらん寺院の壯麗に心酔して木造の十字架を戴く者もあらん蛇を崇む者もあらん象を念する者もあらん人々の勝手次第又智慧次第なれば蛇も甚だ大切なり十字架も亦甚だ必用なり之を以て今の愚民の品行を維持す

るの方便とならば何ぞ之を棄ることを爲んや余輩は自から今の宗教を度外視すれども人の爲には之を
度外視せざるものなり

通俗國權論二編終